

PRI 報告フレームワーク

組織概要

2024

最終改訂日：2024 年 1 月

本資料は日本語参考訳です。英語の PRI REPORTING FRAMEWORK も併せてご確認ください。

日本語版と英語版で相違が生じている場合には、英語版の内容が優先します。

本資料は情報提供のみを目的としています。従って、投資、法律、税務、その他いかなる形式の助言も意図しておらず、投資その他の意思決定を行う際に依拠することを意図していません。すべてのコンテンツは、著者および発行者が助言を提供するものではないことを理解した上で提供されています。PRI アソシエーションは、参照される可能性のある Web サイトまたはその他の情報リソースのコンテンツについて責任を負わず、そこに含まれる情報を保証しません。PRI アソシエーションは、誤記や脱落、この文書に記載された情報に基づいて行われた決定や行動、またはそのような決定や行動に起因する損失や損害について責任を負いません。すべての情報は「現状」で提供され、完全性、正確性、適時性、またはこの情報の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。

著作権 © PRI Association Limited (2024). 無断複写・転載を禁じます。PRI アソシエーションの書面による事前の同意なしに、このコンテンツを複製したり、他の目的に使用したりすることはできません。

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 組織に関する情報 | 8 |
| 報告年度[OO 1] | 8 |
| OO 1 | 8 |
| 子会社情報[OO 2、OO 2.1、OO 2.2] | 9 |
| OO 2 | 9 |
| OO 2.1 | 11 |
| OO 2.2 | 13 |
| 運用資産(AUM) | 15 |
| すべての資産クラス[OO 3、OO 4] | 15 |
| OO 3 | 15 |
| OO 4 | 16 |
| 資産の内訳[OO 5] | 18 |
| OO 5 | 18 |
| 資産の内訳:委託運用資産[OO 5.1、OO 5.2] | 22 |
| OO 5.1 | 22 |
| OO 5.2 | 24 |
| 資産の内訳:自社で運用する上場株式[OO 5.3 LE] | 26 |
| OO 5.3 LE | 26 |
| 資産の内訳:自社運用債券[OO 5.3 FI] | 28 |
| OO 5.3 FI | 28 |

| | |
|---|-----------|
| 資産の内訳: 自社運用プライベート・エクイティ[OO 5.3 PE] | 30 |
| OO 5.3 PE | 30 |
| 資産の内訳: 自社運用不動産[OO 5.3 RE] | 32 |
| OO 5.3 RE | 32 |
| 資産の内訳: 自社運用インフラストラクチャー[OO 5.3 INF] | 35 |
| OO 5.3 INF | 35 |
| 資産の内訳: 自社運用ヘッジ・ファンド[OO 5.3 HF] | 38 |
| OO 5.3 HF | 38 |
| PRI 署名機関による運用[OO 6] | 40 |
| OO 6 | 40 |
| 地理的内訳[OO 7] | 41 |
| OO 7 | 41 |
| スチュワードシップ | 43 |
| スチュワードシップ[OO 8] | 43 |
| OO 8 | 43 |
| スチュワードシップ: (代理)議決権行使[OO 9 HF、OO 9、OO 9.1] | 46 |
| OO 9 HF | 46 |
| OO 9 | 47 |
| OO 9.1 | 49 |
| スチュワードシップ未実施[OO 10] | 51 |
| OO 10 | 51 |

| | |
|---------------------------|----|
| ESG の組み入れ | 53 |
| 自社運用資産[OO 11] | 53 |
| OO 11 | 53 |
| 委託運用会社の選定[OO 12] | 56 |
| OO 12 | 56 |
| 委託運用会社の指名[OO 13] | 58 |
| OO 13 | 58 |
| 委託運用会社のモニタリング[OO 14] | 60 |
| OO 14 | 60 |
| 他の資産クラスにおける ESG[OO 15] | 62 |
| OO 15 | 62 |
| ESG の非組み入れ[OO 16] | 64 |
| OO 16 | 64 |
| ESG 戦略 | 67 |
| 上場株式[OO 17 LE、OO 17.1 LE] | 67 |
| OO 17 LE | 67 |
| OO 17.1 LE | 69 |
| 債券[OO 17 FI、OO 17.1 FI] | 71 |
| OO 17 FI | 71 |
| OO 17.1 FI | 73 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| ESG／サステナビリティ・ファンドおよび商品 | 75 |
| 表示およびマーケティング[OO 18、OO 18.1、OO 18.2] | 75 |
| OO 18 | 75 |
| OO 18.1 | 77 |
| OO 18.2 | 79 |
| パッシブ運用投資[OO 19] | 83 |
| OO 19 | 83 |
| テーマ型債券[OO 20] | 85 |
| OO 20 | 85 |
| 報告要件の概略 | 88 |
| 報告要件の概略[OO 21] | 88 |
| OO 21 | 88 |
| その他の資産の内訳 | 93 |
| プライベート・エクイティ:セクター[OO 22] | 93 |
| OO 22 | 93 |
| プライベート・エクイティ:所有レベル[OO 23] | 95 |
| OO 23 | 95 |
| 不動産:物件の種類[OO 24] | 97 |
| OO 24 | 97 |
| 不動産:所有レベル[OO 25] | 98 |
| OO 25 | 98 |

| | |
|---------------------------|------------|
| 不動産: 管理の種類[OO 26] | 100 |
| OO 26 | 100 |
| インフラストラクチャー: 所有レベル[OO 27] | 102 |
| OO 27 | 102 |
| インフラストラクチャー: 戦略[OO 28] | 104 |
| OO 28 | 104 |
| インフラストラクチャー: 資産の種類[OO 29] | 106 |
| OO 29 | 106 |
| インフラストラクチャー: 管理の種類[OO 30] | 107 |
| OO 30 | 107 |
| 提出者の情報 | 109 |
| 報告の開示[OO 31、OO 32] | 109 |
| OO 31 | 109 |
| OO 32 | 110 |

組織に関する情報

報告年度[00 1]

| 指標 ID | 依存関係 | 該当なし | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|------|---------|--------|------|
| 00 1 | ゲートウェイ | 該当なし | 報告年度 | 一般 | コア |

貴組織が PRI 報告目的で報告することを選択した 12 か月間の期間の最終日はいつですか。

[日付項目]

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 報告年度とは、報告組織が報告することを選択した 12 か月間の期間のことをいいます。報告年度は、標準的な財務報告年度または PRI 報告フレームワークの報告目的で具体的に選択された期間です。 |
| 追加報告ガイダンス | 署名機関は、どの年度においても、選択した 12 か月間の期間の最終日を同じにしてください。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | 該当なし |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

子会社情報[OO 2、OO 2.1、OO 2.2]

| 指標 ID | 依存関係 | 該当なし | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|--------|---------|--------|------|
| OO 2 | ゲートウェイ | OO 2.1 | 子会社情報 | 一般 | コア |

貴組織は子会社を所有していますか。

- (A)はい
 (B)いいえ

説明

| | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | <p>グループ申請の場合、PRI 署名機関の署名に関するガイドラインでは、子会社を含む、署名機関のすべての業務について同時に署名を行い、署名機関がすべての運用資産(AUM)を報告できるようにすることが要件になっています。</p> <p>ただし、その方法については、組織が、(i)グループ全体を1つの連結署名機関として署名する方法、または(ii)すべての子会社が個別に、複数の署名機関として(同時に)署名する方法のいずれかを選ぶことができます。前者の場合、署名機関はすべての AUM についての報告を連結ベースで報告することが求められます。後者の場合、それぞれの子会社は PRI に個別に報告することになり、署名機関の提出から除外することができます。本指標の目的は、署名機関のどの子会社が報告に含まれているか、または除外されているのかを明らかにすることです。</p> <p>異なる署名機関カテゴリーに属するグループの除外</p> <p>1つの署名機関が複数のカテゴリーに属することはできません。1つのグループにさまざまな署名機関カテゴリー(すなわち、アセット・オーナー(AO)、投資運用会社(IM)および/またはサービス・プロバイダー(SP))に当てはまる構成要素が含まれている場合、署名機関は、それぞれの関連署名機関カテゴリーにその子会社を署名して、関連する業務について個別に署名しなければなりません。その後、その署名機関はカテゴリーごとに個別の報告書を提出しなければなりません。</p> |
| 追加報告ガイダンス | <p>署名機関がグループ全体を1つの連結署名機関として署名した場合、当該の署名機関は、親会社の組織の保有比率が50%を超えている子会社を含めた、PRI 署名機関として指定されている組織の連結 AUM の合計を報告する必要があります。親会社が報告する AUM の合計値に、過半数を所有されている子会社のすべての AUM を含める必要があります。</p> <p>署名機関の子会社が複数の署名機関として個別に署名した場合、署名機関の子会社は、親組織または他の顧客に代わって運用したすべての資金を含む、署名機関の子会社自身の AUM の合計すべてを報告する必要があります。この場合でも、親会社は連結 AUM を報告する(したがって、連結報告書に子会社の活動を記載する)ことが奨励されます。ただし、自ら報告する AUM の合計値[OO 4]から(つまり報告対象となるすべての活動から)子会社が運用する資金を除外することもできます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>異なる署名機関カテゴリーに属するグループの除外</p> <p>IMを過半数所有するAOは、第三者のために子会社のIMが運用する資金を除外する必要があります。このプロセスにより、AOは自らの受益者のために運用する資金のみを報告することができます。</p> |
| 他のリソース | 署名機関の適格性と分類の評価にPRIが採用する基準とプロセスに関するその他の説明については、 PRI 署名機関の署名に関するガイドライン (PRI signatory sign-up guidelines) を参照してください。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | 該当なし |
| ゲートウェイ | [OO 2.1] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

| 指標 ID | 依存関係 | OO 2 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|--------|--------|--------|---------|--------|------|
| OO 2.1 | ゲートウェイ | OO 2.2 | 子会社情報 | 一般 | コア |

貴組織の子会社は、単独で PRI 署名機関になっていますか。

- (A)はい
 (B)いいえ

説明

| | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | <p>グループ申請の場合、PRI 署名機関の署名に関するガイドラインでは、子会社を含む、署名機関のすべての業務について同時に署名を行い、署名機関がすべての運用資産(AUM)を報告できるようにすることが要件になっています。</p> <p>ただし、その方法については、組織が、(i)グループ全体を1つの連結署名機関として署名する方法、または(ii)すべての子会社が個別に、複数の署名機関として(同時に)署名する方法のいずれかを選ぶことができます。前者の場合、署名機関はすべての AUM についての報告を連結ベースで報告することが求められます。後者の場合、それぞれの子会社は PRI に個別に報告することになり、署名機関の提出から除外することができます。本指標の目的は、署名機関のどの子会社が報告に含まれているか、または除外されているのかを明らかにすることです。</p> <p>異なる署名機関カテゴリーに属するグループの除外</p> <p>1つの署名機関が複数のカテゴリーに属することはできません。1つのグループにさまざまな署名機関カテゴリー(すなわち、アセット・オーナー(AO)、投資運用会社(IM)および/またはサービス・プロバイダー(SP))に当てはまる構成要素が含まれている場合、署名機関は、それぞれの関連署名機関カテゴリーにその子会社を署名して、関連する業務について個別に署名しなければなりません。その後、その署名機関はカテゴリーごとに個別の報告書を提出しなければなりません。</p> |
| 追加報告ガイダンス | <p>署名機関がグループ全体を1つの連結署名機関として署名した場合、当該の署名機関は、親会社の組織の保有比率が50%を超えている子会社を含めた、PRI 署名機関として指定されている組織の連結 AUM の合計を報告する必要があります。親会社が報告する AUM の合計値に、過半数を所有されている子会社のすべての AUM を含める必要があります。</p> <p>署名機関の子会社が個別に署名した場合、署名機関の子会社は、親組織および他の顧客に代わって運用したすべての資金を含む、署名機関の子会社自身の AUM の合計をすべて報告する必要があります。この場合でも、親会社は連結 AUM を報告する(したがって、連結報告書に子会社の活動を記載する)ことが奨励されます。ただし、自ら報告する AUM の合計値[OO 4]から(つまり報告対象となるすべての活動から)子会社が運用する資金を除外することもできます。</p> <p>異なる署名機関カテゴリーに属するグループの除外</p> |

| | |
|-------------|--|
| | IMを過半数所有するAOは、第三者のために子会社のIMが運用する資金を報告する資金から除外する必要があります。このプロセスにより、AOは自らの受益者のために運用する資金のみを報告することができます。 |
| 他のリソース | 署名機関の適格性と分類の評価にPRIが採用する基準とプロセスに関するその他の説明については、 PRI 署名機関の署名に関するガイドライン (PRI signatory sign-up guidelines) を参照してください。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 2] |
| ゲートウェイ | [OO 2.2] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

| | | | | | |
|-----------------|----------------|----------------|------------------|--------------|------------|
| 指標 ID OO 2.2 | 依存関係 ゲートウェイ | OO 2.1 該当なし | サブセクション 子会社情報 | PRI 原則 一般 | 指標種別 コア |
|-----------------|----------------|----------------|------------------|--------------|------------|

単独で PRI 署名機関になっている貴組織の子会社を記載し、記載されている子会社の責任投資活動がこの提出で報告されるのかどうかを示してください。

| | (1) はい、この子会社の責任投資活動がこのレポートに含まれる | (2) いいえ。この子会社の責任投資活動は個別の報告に含まれる |
|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| (A) 署名機関名: _____ [自由記述: スモール] | ○ | ○ |
| (B) 署名機関名: _____ [自由記述: スモール] | ○ | ○ |
| (C) 署名機関名: _____ [自由記述: スモール] | ○ | ○ |
| (D) 署名機関名: _____ [自由記述: スモール] | ○ | ○ |
| (E) 署名機関名: _____ [自由記述: スモール] | ○ | ○ |
| (F) 署名機関名: _____ [自由記述: スモール] | ○ | ○ |
| (G) 署名機関名: _____ [自由記述: スモール] | ○ | ○ |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | <p>グループ申請の場合、PRI 署名機関の署名に関するガイドラインでは、子会社を含む、署名機関のすべての業務について同時に署名を行い、署名機関がすべての運用資産(AUM)を報告できるようにすることが要件になっています。</p> <p>ただし、その方法については、組織が、(i)グループ全体を1つの連結署名機関として署名する方法、または(ii)すべての子会社が個別に、複数の署名機関として(同時に)署名する方法のいずれかを選ぶことができます。前者の場合、署名機関はすべての AUM についての報告を連結ベースで報告することが求められます。後者の場合、それぞれの子会社は PRI に個別に報告することになり、署名機関の提出から除外することができます。本指標の目的は、署名機関のどの子会社が報告に含まれているか、または除外されているのかを明らかにすることです。</p> <p>異なる署名機関カテゴリーに属するグループの除外</p> <p>1つの署名機関が複数のカテゴリーに属することはできません。1つのグループにさまざまな署名機関カテゴリー(すなわち、アセット・オーナー(AO)、投資運用会社(IM)および/またはサービス・プロバイダー(SP))に当てはまる構成要素が含まれている場合、署名機関は、それぞれの関連署名機関カテゴリーにその子会社を署名して、関連する業務について個別に署名しなければなりません。その後、その署名機関はカテゴリーごとに個別の報告書を提出しなければなりません。</p> |
| 追加報告ガイダンス | <p>署名機関がグループ全体を1つの連結署名機関として署名した場合、当該の署名機関は、親会社の組織の保有比率が50%を超えている子会社を含めた、PRI 署名機関として指定されている組織の連結 AUM の合計を報告する必要があります。親会社が報告する AUM の合計値に、過半数を所有されている子会社のすべての AUM を含める必要があります。</p> <p>署名機関の子会社が個別に署名した場合、署名機関の子会社は、親組織および他の顧客に代わって運用したすべての資金を含む、署名機関の子会社自身の AUM の合計をすべて報告する必要があります。この場合でも、親会社は連結 AUM を報告する(したがって、連結報告書に子会社の活動を記載する)ことが奨励されます。ただし、AUM の合計値[OO 4]から(つまり報告対象となるすべての活動から)子会社が運用する資金を除外することもできます。</p> <p>異なる署名機関カテゴリーに属するグループの除外</p> <p>IM を過半数所有する AO は、第三者のために子会社の IM が運用する資金を報告する資金から除外する必要があります。このプロセスにより、AO は自らの受益者のために運用する資金のみを報告することができます。</p> |
| 他のリソース | 署名機関の適格性と分類の評価に PRI が採用する基準とプロセスに関するその他の説明については、 PRI 署名機関の署名に関するガイドライン (PRI signatory sign-up guidelines) を参照してください。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 2.1] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

運用資産 (AUM)

すべての資産クラス [00 3, 00 4]

| 指標 ID | 依存関係 | 暫定署名機関 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|-----------------|-----------|--------|------|
| 00 3 | ゲートウェイ | 00 4、00 5、00 32 | すべての資産クラス | 一般 | コア |

報告年度中に、貴組織は資金調達のみを行っており、運用資産 (AUM) の額を報告できなくなっていましたか。

- (A) はい、資金調達の過程であり、報告年度の AUM 額を報告できなかった
資金調達活動の最終日を記入してください: _____ [日付項目 (必須)]
- (B) いいえ、資金調達を完了しており、報告年度の AUM 額を報告できる

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | 資金調達の過程であり (AUM が完全に未使用のコミットメントで構成されている署名機関など)、AUM の数値を報告できない署名機関は、本指標においてその旨を通知できます。 |
| 追加報告ガイダンス | いまだ資金調達の過程にあり、まだ資産を運用していない署名機関は、本指標で報告し、本モジュール (組織概要) とポリシー、ガバナンス、戦略 (PGS) モジュール、信頼醸成措置 (CBM) モジュールで報告する必要があります。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | 「暫定署名機関」 |
| ゲートウェイ | [00 4]、[00 5]、[00 32] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

| 指標 ID | 依存関係 | OO 3 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|------|-----------|--------|------|
| OO 4 | ゲートウェイ | 該当なし | すべての資産クラス | 一般 | コア |

[OO 1]で示されている、報告年度末時点の運用資産(AUM)の合計はどのぐらいですか。

米ドルで金額を記入してください。貴組織の通貨から米ドルへの為替レートは、[国際通貨基金のウェブサイト](#)で確認できます。

(A) [子会社](#)を含む貴組織の AUM で、[執行](#)、助言、カストディ、またはリサーチ助言の対象となる AUM を除外した額

(B) [OO 2.2]で示されているように単独で PRI 署名機関となっており、今回の提出から除外した子会社の AUM

(C) 執行、助言、カストディ、またはリサーチ助言の対象となる AUM

使用された為替レートについての追加情報: _____ [自由記述(任意):スモール]

説明

| | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | <p>PRI は署名機関に対し、署名時と、PRI 報告フレームワークを完了したすべての年度で AUM の数値を提供することを必須としています。</p> <p>PRI は、以下のようなさまざまな形でこの情報を使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 署名機関に対して適切な年会費レンジを割り当てるため (ii) PRI 署名機関全体の AUM を計算するため (iii) 署名機関の評価に対してピア・グループを作成するため (iv) 資産クラスの配分規模の計算など、署名機関のセグメンテーションのため |
| 追加報告ガイダンス | <p>報告する数値は、未使用のコミットメント(プライベート・エクイティやインフラストラクチャーなど)と保険契約者ファンド、簿外資産、およびジョイント・ベンチャー(JV)資産の自組織の所有分(関連する場合)を含めた、報告年度末時点の署名機関の AUM の合計を記載してください。AUM の額は、報告年度末のマーケット・バリュートを参考にしてください。マーケット・バリュートが不明の場合、PRI では、資産の最新の正味実現可能価額を報告するよう署名機関に推奨しています。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>署名機関は、OO 4 の(A)に記載されている AUM に関する責任投資慣行について報告する必要があります。そのため、報告フレームワークを通じて報告されている資産の内訳と活動は、[OO 4]の(A)だけを根拠にして計算し、(B)および(C)の AUM は除外してください。</p> <p>署名機関は、国際通貨基金のウェブサイトで通貨から米ドルへの為替レートをチェックすることができます。為替レートは、[OO 1]に示されている報告年度末のものを参照する必要があります。</p> <p>子会社</p> <p>子会社も PRI 署名機関である署名機関は、こうした子会社の活動を報告するかどうかを示す上記指標 [OO 2～OO 2.2] への回答と一致した回答を記載してください。</p> <p>(i) 一部またはすべての子会社の活動の報告を選択する署名機関は、[OO 4]の回答オプション A でその子会社の AUM を報告してください。</p> <p>(ii) 一部またはすべての子会社の活動の報告を行わないことを選択する署名機関は、[OO 4]の回答オプション B でその子会社の AUM を報告してください。</p> <p>執行、助言、カストディ、またはリサーチ助言の対象となる AUM</p> <p>オプション C の「執行、助言、カストディ、またはリサーチ助言のみ」とは、以下のサービスのことを指します。</p> <p>執行および/または助言は、顧客に投資の際の資産保有および資金のプラットフォームを提供します。署名機関は、これらの顧客に助言を行うこともあれば、行わないこともありますが、最終的には顧客が投資決定を行います。</p> <p>(1) 助言サービスは、顧客への投資の助言が含まれますが、意思決定(または推奨の承認)は顧客に委ねられます。</p> <p>(2) 執行のみのサービスは、顧客に投資プラットフォームを提供しますが、顧客への助言は行いません。</p> <p>上記の 카테고리(1)と(2)には、執行または助言に関わる投資プラットフォームおよび/または第三者ファンド・スーパーマーケットが含まれます。</p> <p>(3) カストディ・サービスには一般的に、顧客の証券と資金の決済、保護預かり、報告などが含まれます。</p> <p>これらの種類のサービスは通常、リテール銀行やプライベート・バンクが提供しています。また、一部の運用会社も、これらのサービスを提供しています。</p> |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 3] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

資産の内訳[OO 5]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 3 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|---|---------------|-------|---------------|--------|------|
| OO 5 | ゲートウェイ | 複数の指標 | 資産の内訳 | 一般 | コア |
| [OO 1]で示されている、報告年度末時点の AUM 合計の内訳を比率で記載してください。 | | | | | |
| | AUM に占める構成比率: | | | | |
| | (1) 自社運用の AUM | | (2) 委託運用の AUM | | |
| (A) 上場株式 | _____ % | | _____ % | | |
| (B) 債券 | _____ % | | _____ % | | |
| (C) プライベート・エクイティ | _____ % | | _____ % | | |
| (D) 不動産 | _____ % | | _____ % | | |
| (E) インフラストラクチャー | _____ % | | _____ % | | |
| (F) ヘッジ・ファンド | _____ % | | _____ % | | |
| (G) 森林 | _____ % | | _____ % | | |

| | | |
|----------------|---|---|
| (H) 農地 | _____ % | _____ % |
| (I) その他 | _____ % 具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール] | _____ % 具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール] |
| (J) オフバランス・シート | _____ % 具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール] | _____ % 具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール] |
| 合計 | 100% | |

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | 本指標は、ゲートウェイとピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。本指標への署名機関の回答が組織概要モジュール(OO 4、OO 5.1、OO 5.3 LE など)の他の指標と組み合わせられることで、報告フレームワークの後続の段階を完了するのに必要なモジュール、セクションおよび指標が決定します。 |
| 追加報告ガイダンス | <p>自社運用資産および委託運用資産</p> <p>「自社運用資産」とは、証券、資産または金融商品レベルでの投資についての意思決定が、署名機関によって組織内で行われる資産のことをいいます。これには、署名機関の連結対象子会社または完全子会社を含めてください。投資についての意思決定を支える内部調査を行い、および/または投資適格(または不適格)の証券、資産または金融商品のリストを再委託機関に提供している署名機関は、その資産を自社運用として記載してください。</p> <p>「委託運用資産」とは、証券、資産または金融商品レベルでの投資についての意思決定が、自社の代わりに外部の投資運用会社または第三者によって行われる資産のことをいいます。上記に該当する場合、ファンド・オブ・ファンズ・マネージャーは委託運用資産として自身の資産を報告してください。</p> <p>主として自社で投資リサーチを行い、サブ・アドバイザーに投資適格証券(または非投資適格証券)のリストを提供する運用会社は、その資産を自社運用として記載してください。原資産の投資の意思決定(購入/売却/保有など)が第三者によって行われるファンド・オブ・ファンズ(ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズを含む)とマネージャーズ・オブ・マネージャーズは、その資産を委託運用として記載してください。</p> <p>債券およびプライベート・デット</p> <p>PRI 報告フレームワークにおいては、プライベート・デットは債券として報告してください。プライベート・デット戦略のリストについては、プライベート・デットの責任投資に注目する(Spotlight on responsible investment in private debt)を参照してください。</p> |

REITの取り扱い

ファンド・マネージャーが多様な上場資産に投資しており、ファンドが REIT 株式を保有している場合、ファンド・マネージャーは関連の LE 戦略(アクティブ・ファンダメンタル、アクティブ・クオンツまたはパッシブ)に基づいて報告してください。

ファンド・マネージャーが直接不動産投資として(単数または複数の)REIT を運用しており、REIT 内でどの不動産を売買するかを決定し、それを運用している可能性がある場合は、ファンド・マネージャーは不動産モジュールで報告してください。

プライベート・エクイティ、不動産およびインフラストラクチャー

インフラストラクチャーおよび不動産は、これらのセクターへの投資と特性が異なるため、別の報告カテゴリーとして扱われます。可能であれば、インフラストラクチャーおよび不動産セクターの非上場株式への投資は、プライベート・エクイティではなく、これらのカテゴリーに報告してください。

リミテッド・パートナーシップへのセカンダリー投資の持分は、委託運用として記載してください。

ヘッジ・ファンド

ヘッジ・ファンド構造を経由した非公開会社または公開会社への投資は、二重カウントされないように、ヘッジ・ファンドとしてのみ報告してください(例えば、ヘッジ・ファンド構造に組み入れている上場株式を、上場株式としても報告しないようにしてください)。

現金およびマネー・マーケット商品

現金、現金同等物および/またはオーバーレイ、およびマネー・マーケット資産は、「その他」として報告してください。これらの資産が簿外である場合は、「オフバランス・シート」として報告してください。

その他

このカテゴリーには、上記のカテゴリーのいずれにも当てはまらない資産が入ります。貿易金融は「その他」として報告してください。

署名機関は、各資産クラスに関するデリバティブ証券については「その他」として報告し、資産クラスに含めないでください。デリバティブの例としては、先物(商品先物、通貨先物、配当指数先物など)、フォワード、スワップ(金利、通貨、インデックス・リターン、コンスタント・マチュリティ・スワップ、トータル・リターン・スワップなど)、エキゾチック・デリバティブ(インフレ・デリバティブ、天候デリバティブ、クレジット・リンク・ノート、クレジット・デリバティブ、エクイティ・リンク・ノートなど)、金利デリバティブ(キャップ、フロア、スワップション、IRS など)、エクイティ・デリバティブ(オプション、ワラント、転換社債、シングル・ストック・フューチャーズなど)などがあります。

オフバランス・シート

ここで示されているオフバランス・シートには、現金、現金同等物および/またはオーバーレイ、およびマネー・マーケット資産などがあります。

| | |
|---------------|---|
| | <p>資金拠出を確約したファンド</p> <p>署名機関の資産クラス構成には、すべての未使用のコミットメントおよび資金拠出を確約したファンド(プライベート・エクイティやインフラストラクチャーなど)を含めることが理想です。ただし、署名機関がこれらを別々に分類している場合(例えば投資済資金の内訳のみを公表している場合など)は、そのように報告してください。AUM が完全に未使用のコミットメントで構成されている署名機関(いまだ資金調達過程にある署名機関など)は、これについて[OO 3]に記載してください。</p> |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 3] |
| ゲートウェイ | <p>OO モジュールのロジック: [OO 5.1]、[OO 5.2]、[OO 5.3 LE]、[OO 5.3 FI]、[OO 5.3 PE]、[OO 5.3 RE]、[OO 5.3 INF]、[OO 5.3 HF]、[OO 6]、[OO 7]、[OO 8]、[OO 9 HF]、[OO 11]、[OO 12]、[OO 13]、[OO 14]、[OO 21]</p> <p>PGS モジュールのロジック: [PGS 23]、[PGS 25]</p> <p>SO モジュールのロジック: [SO 10]</p> |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

資産の内訳: 委託運用資産 [OO 5.1、OO 5.2]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 5 | サブセクション | | PRI 原則 | 指標種別 |
|---|--------|----------|---------------|-------------|----------------|---------------------|
| OO 5.1 | ゲートウェイ | 複数 | 資産の内訳: 委託運用資産 | | 一般 | コア |
| 貴組織の委託運用上場株式および/または債券の AUM の詳しい内訳を記載してください。 | | | | | | |
| | | (1) 上場株式 | (2) 債券 (SSA) | (3) 債券 (社債) | (4) 債券 (証券化商品) | (5) 債券 (プライベート・デット) |
| (A) アクティブ | | _____ % | _____ % | _____ % | _____ % | _____ % |
| (B) パッシブ | | _____ % | _____ % | _____ % | | |
| 合計 | | 100% | 100% | | | |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 本指標は、ゲートウェイとピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。本指標への署名機関の回答が組織概要モジュール (OO 4、OO 5 など) の他の指標と組み合わせられることで、報告フレームワークの後続の段階を完了するのに必要なモジュール、セクションおよび指標が決定します。 |
| 追加報告ガイダンス | すべての比率について、アクティブまたはパッシブ戦略での各資産クラス内における署名機関の委託運用資産の比率を表示してください。 PRI 報告フレームワークでは、プライベート・デットと証券化商品はアクティブと見なされます。 |

| ロジック | |
|--------|---|
| 依存関係 | [OO 5] |
| ゲートウェイ | OO モジュールのロジック: [OO 5.2]、[OO 7]、[OO 8]、[OO 9]、[OO 12]、[OO 13]、[OO 14] PGS モジュールのロジック: [PGS 37]、[PGS 38] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

| | | | | | |
|-----------------|--------|-------------|--------------------------|--------------|------------|
| 指標 ID OO 5.2 | 依存関係 | OO 5、OO 5.1 | サブセクション 資産の内訳: 委託運用資産 | PRI 原則 一般 | 指標種別 コア |
| | ゲートウェイ | SAM 3、SAM 8 | | | |

貴組織の委託運用 AUM について、分離型マニデート、ならびにプール型のファンドまたは投資の構成を示してください。

| | (1) 分離型マニデート | (2) プール型のファンドまたは投資 | 合計 |
|------------------|--------------|--------------------|------|
| (A) 上場株式 (アクティブ) | _____ % | _____ % | 100% |
| (B) 上場株式 (パッシブ) | _____ % | _____ % | 100% |
| (C) 債券 (アクティブ) | _____ % | _____ % | 100% |
| (D) 債券 (パッシブ) | _____ % | _____ % | 100% |
| (E) プライベート・エクイティ | _____ % | _____ % | 100% |
| (F) 不動産 | _____ % | _____ % | 100% |
| (G) インフラストラクチャー | _____ % | _____ % | 100% |
| (H) ヘッジ・ファンド | _____ % | _____ % | 100% |

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | <p>本指標は、ゲートウェイとピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。本指標への署名機関の回答が組織概要モジュール（OO 4、OO 5 など）の他の指標と組み合わせられることで、報告フレームワークの後続の段階を完了するのに必要なモジュール、セクションおよび指標が決定します。</p> <p>PRI は、ESG 要因を外部の運用会社の指名に組み入れることは、主として、または単独でプール型ファンドに投資する署名機関にとってはさらに困難になることは理解しています。これは、報告フレームワークの後続の指標で検討されます。ただし、外部の投資運用会社の選定およびモニタリングへの ESG の組み入れは、主として、または単独でプール型ファンドに投資する署名機関に完全に適用されます。</p> |
| 追加報告ガイダンス | すべての比率について、各資産クラス内の分離型マナデートおよび／またはプール型ファンドに占める署名機関の委託運用資産の比率を表示してください。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5]、[OO 5.1] |
| ゲートウェイ | [SAM 3]、[SAM 8] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

資産の内訳: 自社運用する上場株式 [OO 5.3 LE]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 5 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|--|--------|------|-------------------|--------|------|
| OO 5.3 LE | ゲートウェイ | 複数 | 資産の内訳: 自社運用する上場株式 | 一般 | コア |
| 貴組織が自社運用している上場株式 AUM の詳しい内訳を記載してください。 | | | | | |
| (A) パッシブ株式 | | | _____ % | | |
| (B) アクティブ(クオンツ) | | | _____ % | | |
| (C) アクティブ(ファンダメンタル) | | | _____ % | | |
| (D) その他の戦略 具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール] | | | _____ % | | |
| 合計 | | | 100% | | |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 本指標は、ゲートウェイとピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。本指標への署名機関の回答が組織概要モジュール (OO 4、OO 5 など) の他の指標と組み合わせられることで、報告フレームワークの後続の段階を完了するのに必要なモジュール、セクションおよび指標が決定します。 |
| 追加報告ガイダンス | 「その他の戦略」とは、回答オプションにある上場株式戦略のいずれにも当てはまらない戦略を指します。これらは、アクティブ・クオンツ戦略やアクティブ・ファンダメンタル戦略、または署名機関が他の上場株式戦略の定義のいずれにも当てはまらなると考えられる、その他の戦略を組み合わせたアクティブな戦略となる場合があります。 |

| ロジック | |
|--------|--------------------------------------|
| 依存関係 | [OO 5] |
| ゲートウェイ | OO モジュールのロジック: [OO 8]、[OO 9]、[OO 11] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

資産の内訳: 自社運用債券[OO 5.3 FI]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 5 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|---------------------------------|--------|------|---------------|--------|------|
| OO 5.3 FI | ゲートウェイ | 複数 | 資産の内訳: 自社運用債券 | 一般 | コア |
| 貴組織の自社運用債券 AUM の詳しい内訳を記載してください。 | | | | | |
| (A) パッシブ (SSA) | | | _____ % | | |
| (B) パッシブ (社債) | | | _____ % | | |
| (C) アクティブ (SSA) | | | _____ % | | |
| (D) アクティブ (社債) | | | _____ % | | |
| (E) 証券化商品 | | | _____ % | | |
| (F) プライベート・デット | | | _____ % | | |
| 合計 | | | 100% | | |

| 説明 | |
|-------|---|
| 指標の目的 | 本指標は、ゲートウェイとピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。本指標への署名機関の回答が組織概要モジュール (OO 4、OO 5 など) の他の指標と組み合わせられることで、報告フレームワークの後続の段階を完了するのに必要なモジュール、セクションおよび指標が決定します。 |

| ロジック | |
|--------|--|
| 依存関係 | [OO 5] |
| ゲートウェイ | OO モジュールのロジック: [OO 7]、[OO 8]、[OO 11]、[OO 17 FI]、[OO 19]、[OO 21] FI モジュールのロジック: [FI 9]、[FI 14] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

資産の内訳: 自社運用プライベート・エクイティ[OO 5.3 PE]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 5 | サブセクション 資産の内訳: 自社運用プライベート・ エクイティ | PRI 原則 一般 | 指標種別 コア |
|--|--------|------|--|--------------|------------|
| | ゲートウェイ | 該当なし | | | |
| OO 5.3 PE | | | | | |
| <p>貴組織の自社運用プライベート・エクイティ AUM の詳しい内訳を記載してください。</p> <p>比率は、5%単位で最も近い値に丸めることができます。</p> | | | | | |
| (A)ベンチャー・キャピタル | | | _____ % | | |
| (B)グロース・キャピタル | | | _____ % | | |
| (C)(レバレッジ)バイアウト | | | _____ % | | |
| (D)ディストレスト、ターンアラウンドまたはスペシャル・シチュエーション | | | _____ % | | |
| (E)セカンダリー | | | _____ % | | |
| (F)その他 具体的に記入: _____ [自由記述(必須):スモール] | | | _____ % | | |
| 合計 | | | 100% | | |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 本指標は、ピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。 本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合があります。 |
| 追加報告ガイダンス | 「その他」とは、回答オプションにない、その他の形態のプライベート・エクイティ投資を指します。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

資産の内訳: 自社運用不動産 [OO 5.3 RE]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 5 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|---|--------|------|----------------|--------|------|
| OO 5.3 RE | ゲートウェイ | 該当なし | 資産の内訳: 自社運用不動産 | 一般 | コア |
| <p>貴組織の自社運用不動産 AUM の詳しい内訳を記載してください。</p> <p>比率は、5%単位で最も近い値に丸めることができます。</p> | | | | | |
| (A) 小売店舗 | | | _____ % | | |
| (B) オフィス | | | _____ % | | |
| (C) 産業施設 | | | _____ % | | |
| (D) 住宅 | | | _____ % | | |
| (E) ホテル | | | _____ % | | |
| (F) 宿泊施設、レジャーおよびレクリエーション | | | _____ % | | |
| (G) 教育施設 | | | _____ % | | |
| (H) テクノロジーまたはサイエンス | | | _____ % | | |

| | |
|---|-------------|
| (I)ヘルスケア | _____ % |
| (J)複合施設 | _____ % |
| (K)その他 具体的に記入: _____ [自由記述(必須):スモール] | _____ % |
| 合計 | 100% |

| 説明 | |
|------------------|---|
| 指標の目的 | 本指標は、ピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。 本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および／またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 追加報告ガイダンス | これらのセクターは、GRESB 2022 不動産参照ガイド(GRESB 2022 Real Estate Reference Guide)の定義と整合しています。 小売店舗: 小売店が並ぶ大通り、センター、レストラン／バーを含む オフィス: コーポレートオフィス、メディカルオフィス、ビジネスパークを含む 産業施設: 流通倉庫、工業団地、製造業を含む 住宅: 多世帯住宅、家族住宅、学生住宅、リタイアメント・リビングを含む ホテル: ホテル、モーテル、ユースホステルを含む 宿泊施設、レジャーおよびレクリエーション: 屋内アリーナ、フィットネスセンター、パフォーマンス・アーツ・スタジオ、スイミングセンター、博物館、ギャラリーを含む 教育施設: 学校、大学、図書館を含む テクノロジー／サイエンス: データセンター、ラボ、ライフサイエンス・センターを含む ヘルスケア: ヘルスケアセンター、シニア・ホームを含む 複合施設: オフィス／小売業／オフィス／住宅、オフィス／工業用などの複合用途を含む その他: 駐車場(屋内)、セルフストレージ、上記にない場所を追加することができます。 |
| 他の基準の参照 | GRESB 2022 不動産参照ガイド: 付属書 3a 不動産タイプの分類(GRESB 2022 Real Estate Reference Guide: Appendix 3a – Property Types Classification) |

| ロジック | |
|--------|--------|
| 依存関係 | [OO 5] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

資産の内訳: 自社運用インフラストラクチャー [OO 5.3 INF]

| 指標 ID OO 5.3 INF | 依存関係 | OO 5 | サブセクション 資産の内訳: 自社運用 インフラストラクチャー | PRI 原則 一般 | 指標種別 コア |
|---|--------|------|---------------------------------------|--------------|------------|
| | ゲートウェイ | 該当なし | | | |
| <p>貴組織の自社運用インフラストラクチャーAUMの詳しい内訳を記載してください。</p> <p>比率は、5%単位で最も近い値に丸めることができます。</p> | | | | | |
| (A) データ・インフラストラクチャー | | | _____ % | | |
| (B) 分散型 | | | _____ % | | |
| (C) エネルギーおよび水資源 | | | _____ % | | |
| (D) 環境サービス | | | _____ % | | |
| (E) ネットワーク設備 | | | _____ % | | |
| (F) 発電(再生可能エネルギーを除く) | | | _____ % | | |
| (G) 再生可能エネルギー | | | _____ % | | |
| (H) 社会インフラストラクチャー | | | _____ % | | |

| | |
|---|-------------|
| (I) 輸送 | _____ % |
| (J) その他 具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール] | _____ % |
| 合計 | 100% |

| 説明 | |
|------------------|--|
| 指標の目的 | 本指標は、ピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。 本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 追加報告ガイダンス | これらのセクターは、以下のような GRESB 2022 インフラストラクチャー・ファンド参照ガイド(GRESB 2022 Real Estate Reference Guide)の定義と整合しています。 データ・インフラストラクチャー: 通信・データ・インフラストラクチャーの提供に関わる企業 分散型: 組織が複数の上記セクターに投資している場合 エネルギーおよび水資源: 天然資源の処理・供給に関わる企業 環境サービス: 水、廃水、固形廃棄物の処理を行い、衛生や再利用を目的としたサービスを提供する企業 ネットワーク施設: 自然な独占性(参入障壁、規模へのリターンの増大)を持つインフラストラクチャー・ネットワークを運営する企業 発電(再生可能エネルギーを除く): 太陽光、風力、その他の再生可能エネルギーを除くさまざまな技術を利用したスタンドアロン発電 再生可能エネルギー: 風力、太陽光、水力などの再生可能エネルギーを利用したスタンドアロン型の発電・送電事業者(蓄電事業者を含む) 社会インフラストラクチャー: 公共サービスやその他のサービスの支援・収容設備サービスの提供に関わる企業 輸送: 輸送インフラストラクチャー・サービスの提供に関わる企業 |
| 他の基準の参照 | GRESB 2022 インフラストラクチャー・ファンド参照ガイド: 事業体および報告の特性 – 事業体の事業の性質: RC3 (GRESB 2022 Infrastructure Fund Reference Guide: Entity & Reporting Characteristics – Sector & geography: RC3) |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5] |
| ゲートウェイ | 該当なし |

評価

評価基準

評価対象外

資産の内訳: 自社運用ヘッジ・ファンド[OO 5.3 HF]

| 指標 ID OO 5.3 HF | 依存関係 | OO 5 | サブセクション 資産の内訳: 自社運用ヘッジ・ファンド | PRI 原則 一般 | 指標種別 コア |
|---|--------|-------|--------------------------------|--------------|------------|
| | ゲートウェイ | OO 11 | | | |
| 貴組織の自社運用ヘッジ・ファンド資産の詳しい内訳を記載してください。 | | | | | |
| (A) マルチ戦略 | | | _____ % | | |
| (B) ロング／ショート株式 | | | _____ % | | |
| (C) ロング／ショート・クレジット | | | _____ % | | |
| (D) ディストレスト、スペシャル・シチュエーションおよびイベント・ドリブン・ファンダメンタル | | | _____ % | | |
| (E) ストラクチャード・クレジット | | | _____ % | | |
| (F) グローバル・マクロ | | | _____ % | | |
| (G) コモディティ・トレーディング・アドバイザー | | | _____ % | | |
| (H) その他の戦略 具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール] | | | _____ % | | |
| 合計 | | | 100% | | |

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | 本指標は、ゲートウェイとピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。本指標への回答が組織概要モジュール（OO 4、OO 5など）の他の指標と組み合わせられることで、署名機関が報告フレームワークの後続の段階を完了するのに必要なモジュール、セクションおよび指標が決定します。 |
| 追加報告ガイダンス | 「その他の戦略」とは、PRI 報告フレームワーク用語集の分類に基づく回答オプションのいずれにも当てはまらない戦略を指します。 |
| 他のリソース | 上記の戦略は、 HFR ヘッジ・ファンド戦略分類システム (HFR Hedge Fund Strategy Classification System) とある程度整合しています。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5] |
| ゲートウェイ | [OO 11] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

PRI 署名機関による運用[OO 6]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 5 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|------|---------------|--------|------|
| OO 6 | ゲートウェイ | 該当なし | PRI 署名機関による運用 | 一般 | コア |

貴組織の委託運用資産のうち、何パーセントが PRI 運用機関によって運用されていますか。

比率は、5%単位で最も近い値に丸めることができます。

_____ %

| 説明 | |
|--------|--|
| 指標の目的 | この数字は、PRI のパブリックなコミュニケーションで署名機関による AUM の二重カウントの範囲を縮小するために使用されます。この比率に対する価値判断は行われず、評価方法の一部として使用されることはありません。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

地理的内訳[00 7]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 5、OO 5.1、OO 5.3 FI | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|--|--------|---|---------|--------|------|
| 00 7 | ゲートウェイ | 該当なし | 地理的内訳 | 一般 | コア |
| <p>貴組織の各資産クラスの AUM のうち、新興市場および発展途上経済に対する投資の比率を記載してください。</p> <p>この比率(%)では、自社運用資産と委託運用資産を組み合わせてください。市場は、IMF 世界経済見通しに従って分類されています。</p> | | | | | |
| | | 新興市場および発展途上経済の AUM | | | |
| (A) 上場株式 | | <p>[ドロップダウン・リスト]</p> <p>(1) 0%</p> <p>(2) 0%超～10%</p> <p>(3) 10%超～20%</p> <p>(4) 20%超～30%</p> <p>(5) 30%超～40%</p> <p>(6) 40%超～50%</p> <p>(7) 50%超～60%</p> <p>(8) 60%超～70%</p> <p>(9) 70%超～80%</p> <p>(10) 80%超～90%</p> <p>(11) 90%超～100%未満</p> <p>(12) 100%</p> | | | |
| (B) 債券 (SSA) | | [同上] | | | |

| | |
|-------------------|------|
| (C)債券(社債) | [同上] |
| (D)債券(証券化商品) | [同上] |
| (E)債券(プライベート・デット) | [同上] |
| (F)プライベート・エクイティ | [同上] |
| (G)不動産 | [同上] |
| (H)インフラストラクチャー | [同上] |
| (I)ヘッジ・ファンド | [同上] |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 先進国市場の投資家を実施できる責任投資は、新興国市場および発展途上経済で実施できる責任投資と異なる場合があります。この情報を報告することにより、署名機関は自らの実施の進捗状況を同様の内訳を持つ他の組織と比較し、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解できるようになります。 本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および／またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 追加報告ガイダンス | 市場は、 IMF 世界経済見通し(IMF's World Economic Outlook) に従って分類されています。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5]、[OO 5.1]、[OO 5.3 FI] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

スチュワードシップ

スチュワードシップ[00 8]

| | | | | | |
|---------------|--------|------------------------------------|----------------------|--------------|------------|
| 指標 ID 00 8 | 依存関係 | 00 5、00 5.1、00 5.3 LE、00 5.3 FI | サブセクション スチュワードシップ | PRI 原則 一般 | 指標種別 コア |
| | ゲートウェイ | 複数の指標 | | | |

貴組織は、あらゆる資産に対して、(代理)議決権行使以外のスチュワードシップ活動を実施していますか。

「はい」を選択した場合、ESG 要素をどの程度組み込んでいるかについては、他の指標で伺います。

| | (1) 上場株式 (アクティブ) | (2) 上場株式 (パッシブ) | (3)債券 (アクティブ) | (4)債券 (パッシブ) | (5)プライ ベート・ エクイティ | (6)不動産 | (7)インフ ラストラク チャー | (8)ヘッジ・ ファンド | (9)森林 | (10)農地 | (11) その他 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| (A)はい、自社のスタッフを通じて実施 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (B)はい、サービス・プロバイダーを通じて実施 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (C)はい、委託運用会社を通じて実施 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (D)スチュワードシップ活動は実施していない | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。 |
| 追加報告ガイダンス | <p>PRI ではスチュワードシップを「機関投資家の影響力によって、リターンおよび顧客と受益者の利益が依存している、共通の経済的、社会的および環境的資産の価値を含めた長期的価値全体を最大化すること」と定義しています。</p> <p>スチュワードシップは、以下のような現在または潜在的な投資先または発行体に投資家の影響力を及ぼすためのツールを含む、以下のようなさまざまな投資家スチュワードシップ・ツールを通じて、実施することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在または潜在的な投資先に対するエンゲージメント ・株主総会での議決権行使 ・株主決議または提案の提出、共同提出、または提出 ・取締役会への取締役の指名 ・取締役会または取締役会委員会における役割の活用 ・取投資先企業または資産の直接監督 ・訴訟 <p>スチュワードシップは、以下のように、投資家が政策立案者やその他発行体以外のステークホルダーに対する影響力を行使することによって行うこともできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策立案者に対するエンゲージメント ・基準策定機関に対するエンゲージメント ・業界団体とのエンゲージメント ・インベストメント・チェーンにおける仲介者のスチュワードシップアクションの交渉およびモニタリング (例: アセットオーナーと運用会社、リミテッド・パートナーとジェネラル・パートナーとの交渉) ・その他のステークホルダーとのエンゲージメント (例: NGO、労働者、地域社会、その他の権利保有者等) ・スチュワードシップの目標を支援する公開資料 (例: 一般に公開されている調査) または公開開示 (例: メディアを通じて) への貢献 <p>投資家は、これらのツールの多くを協働で使用することができます。</p> <p>オプション A の「自社のスタッフを通じて実施」とは、単独でまたは協働して、署名機関の自社スタッフ (従業員など) を通じてスチュワードシップ活動を実施することを指します。</p> <p>オプション B の「サービス・プロバイダーを通じて実施」とは、以下を経由して実施されるスチュワードシップ活動を指します。</p> <p>(i) 顧客の原資産を運用することなく、単なる会費の範囲を超えた、明示的な料金および明示的なマンドートを必要とする、独立したスチュワードシップ・サービスを提供する商業的な団体、または、</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>(ii) 会員のためにステュワードシップを実施し、単なる会費の範囲を超えた、明示的な料金およびマニフェストを会員向けに設定している投資家の組織。これらには、完全に外部委託によって実施されるステュワードシップ、およびステュワードシップ活動のいくつかが投資家のスタッフによって行われる場合に、サービス・プロバイダーが中心となって行う活動が含まれます。サービス・プロバイダーは、調整された協働的なステュワードシップも、組織のメンバーのために行う多数の開示請求も行いません。</p> <p>オプション C の「委託運用会社を通じて実施」とは、外部の投資運用会社を経由して、単独でまたは協働してステュワードシップ活動を実施することを指します。</p> |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5]、[OO 5.1]、[OO 5.3 LE]、[OO 5.3 FI] |
| ゲートウェイ | <p>OO モジュールのロジック: [OO 10]</p> <p>PGS モジュールのロジック: [PGS 1]、[PGS 10]、[PGS 22]、[PGS 23]、[PGS 24]、[PGS 24.1]、[PGS 25]、[PGS 26]、[PGS 27]、[PGS 28]、[PGS 36]、[PGS 37]、[PGS 38]、[PGS 39]、[PGS 40]</p> <p>SAM モジュールのロジック: [SAM 6]、[SAM 13]</p> |
| 評価 | |
| 評価基準 | 本指標は、それ自体が直接的には評価の対象とはなりません、ステュワードシップ活動を実施していないと報告する場合には、ここで開示されている情報が署名機関の評価に影響を与える場合があります。 |

スチュワードシップ: (代理) 議決権行使 [OO 9 HF、OO 9、OO 9.1]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 5 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|---------|--------|------|---------|--------|------|
| OO 9 HF | ゲートウェイ | OO 9 | 資産の内訳 | 一般 | コア |

貴組織は、ヘッジ・ファンド戦略を通じて上場株式への直接投資を行っていますか。

- (A) はい
- (B) いいえ

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | 本指標は、ゲートウェイとピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。 |
| 追加報告ガイダンス | 本指標においては、「上場株式への直接投資」とは、運用会社が所有する上場株式すべてで(代理)議決権行使の権利を保有している投資を指します。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5] |
| ゲートウェイ | [OO 9] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

| | | | | | |
|---------------|--------|------------------------------|--------------------------------|--------------|------------|
| 指標 ID OO 9 | 依存関係 | OO 5.1、OO 5.3 LE、 OO 9 HF | サブセクション スチュワードシップ:(代理)議決権行使 | PRI 原則 一般 | 指標種別 コア |
| | ゲートウェイ | 複数の指標 | | | |

貴組織は、保有する上場株式の(代理)議決権行使に関する活動を実施していますか。

「はい」を選択した場合、ESG 要素をどの程度組み込んでいるかについては、他の指標で伺います。

| | (1) 上場株式(アクティブ) | (2) 上場株式(パッシブ) | (3) ヘッジ・ファンド |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| (A) はい、自社のスタッフを通じて実施 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (B) はい、サービス・プロバイダーを通じて実施 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (C) はい、委託運用会社を通じて実施 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (D) (代理)議決権行使活動は実施していない | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | 署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。 |
| 追加報告ガイダンス | <p>オプション A の「自社のスタッフを通じて実施」とは、署名機関の自社スタッフ(従業員など)を通じて(代理)議決権行使活動を実施することを指します。</p> <p>オプション B の「サービス・プロバイダーを通じて実施」とは、以下を経由して実施される(代理)議決権行使活動を指します。</p> <p>(i) 顧客の原資産を運用することなく、単なる会費の範囲を超えた、明示的な料金および明示的なマンドートを必要とする、独立した(代理)議決権行使サービスを提供する商業的な団体、または、</p> <p>(ii) 会員のために(代理)議決権行使を実施し、会員を代表するために、明示的な料金およびマンドートを会員向けに設定している投資家の組織。これらには、完全に外部委託によって実施される(代理)議決権行使、および(代理)議決権行使のいくつかが投資家のスタッフによって行われる場合にサービス・プロバイダーが中心となって行う活動が含まれます。</p> |

| | |
|---------------|---|
| | オプション C の「委託運用会社を通じて実施」とは、外部の投資運用会社を経由して、(代理)議決権行使活動を実施することを指します。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5.1]、[OO 5.3 LE]、[OO 9 HF] |
| ゲートウェイ | <p>OO モジュールのロジック: [OO 9.1]、[OO 10]</p> <p>PGS モジュールのロジック: [PGS 1]、[PGS 7]、[PGS 10]、[PGS 23]、[PGS 24]、[PGS 24.1]、[PGS 25]、[PGS 26]、[PGS 27]、[PGS 28]、[PGS 29]、[PGS 30]、[PGS 32]、[PGS 33]、[PGS 34]、[PGS 35]、[PGS 36]、[PGS 39]、[PGS 40]</p> <p>SAM モジュールのロジック: [SAM 7]、[SAM 14]</p> |
| 評価 | |
| 評価基準 | 本指標は、それ自体が直接的には評価の対象とはなりません。スチュワードシップ活動を実施していないと報告する場合には、ここで開示されている情報が署名機関の評価に影響を与える場合があります。 |

| | | | | | |
|-----------------|----------------|-------------------------|--------------------------------|--------------|------------|
| 指標 ID OO 9.1 | 依存関係 ゲートウェイ | OO 9 PGS 10.1、PGS 31 | サブセクション スチュワードシップ:(代理)議決権行使 | PRI 原則 一般 | 指標種別 コア |
|-----------------|----------------|-------------------------|--------------------------------|--------------|------------|

貴組織が議決権行使の決定権を持つ上場株式の比率を、資産クラスごとに記入してください。

この比率(%)では、自社運用資産と委託運用資産を組み合わせてください。

| | 貴組織が議決権行使の決定権を持つ保有上場株式の比率: |
|-----------------|--|
| (A) 上場株式(アクティブ) | [ドロップダウン・リスト] (1) 0% (2) 0%超～10% (3) 10%超～20% (4) 20%超～30% (5) 30%超～40% (6) 40%超～50% (7) 50%超～60% (8) 60%超～70% (9) 70%超～80% (10) 80%超～90% (11) 90%超～100%未満 (12) 100% |
| (B) 上場株式(パッシブ) | [同上] |
| (C) ヘッジ・ファンド | [同上] |

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | 投資家が一部の保有上場株式のみに議決権行使の決定権を持つことはよくあり、投資運用会社が議決権の管理を含む分離型マンデートを持つ顧客を持つ場合、またはアセット・オーナーが議決権の管理が不可能なプール型ファンドに投資している場合などが、これに当たります。本指標では、署名機関が議決権行使の決定権を持つ AUM の比率を示すことができ、それによって、報告フレームワーク内の(代理)議決権行使に関連する指標への回答に基づくピア・グループの作成と分析を向上できます。 |
| 追加報告ガイダンス | 本指標では、「議決権行使の決定権」とは、投資先企業の経営および／または株主決議で投票するかどうか、ならびにどのように投票するのかを署名機関が決定できることを指しています。投票は、定時株主総会または臨時株主総会 (AGM または EGM) での直接投票、あるいは委任状での投票によって行うことができます。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 9] |
| ゲートウェイ | [PGS 10.1]、[PGS 31] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

スチュワードシップ未実施[OO 10]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 8、OO 9 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|---|--------|-----------|--------------|----------------|------|
| | ゲートウェイ | 該当なし | | | |
| OO 10 | | | スチュワードシップ未実施 | 2 | コア |
| <p>貴組織が現在、スチュワードシップおよび/または(代理)議決権行使を実施していない理由を記載してください。</p> | | | | | |
| <p>(代理)議決権行使以外のスチュワードシップ</p> | | | | | |
| (A) 上場株式(アクティブ) | | | | [自由記述(必須):ラージ] | |
| (B) 上場株式(パッシブ) | | | | [自由記述(必須):ラージ] | |
| (C) 債券(アクティブ) | | | | [自由記述(必須):ラージ] | |
| (D) 債券(パッシブ) | | | | [自由記述(必須):ラージ] | |
| (E) プライベート・エクイティ | | | | [自由記述(必須):ラージ] | |
| (F) 不動産 | | | | [自由記述(必須):ラージ] | |
| (G) インフラストラクチャー | | | | [自由記述(必須):ラージ] | |
| (H) ヘッジ・ファンド | | | | [自由記述(必須):ラージ] | |
| (I) 森林 | | | | [自由記述(必須):ラージ] | |

| | |
|-------------------|----------------|
| (J) 農地 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (K) その他 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (代理) 議決権行使 | |
| (L) 上場株式(アクティブ) | [自由記述(必須):ラージ] |
| (M) 上場株式(パッシブ) | [自由記述(必須):ラージ] |
| (N) ヘッジ・ファンド | [自由記述(必須):ラージ] |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | PRI 原則 2 では、署名機関はアクティブな所有者になること、および ESG 要因をオーナーシップ・ポリシーと取り組みに組み入れることにコミットします。本指標により、署名機関は上記資産クラスにおいてステewardシップに対処していない理由を説明することができます。 |
| 追加報告ガイダンス | 署名機関は、該当する資産クラスごとに、PRI 原則 2(私たちはアクティブな所有者になり、ESG 要因をオーナーシップ・ポリシーと取り組みに組み入れます)を実行していない理由を詳細に記載することができます。 |
| 他のリソース | その他のガイダンスについては、責任投資の入門ガイド(An introduction to responsible investment)を参照してください。 PRI の投資ツール(Investment tools)は、個々の資産クラスでステewardシップを実施する方法を紹介しています。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 8]、[OO 9] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

ESG の組み入れ

自社運用資産[OO 11]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 5、OO 5.3 LE、 OO 5.3 FI、OO 5.3 HF | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|--|---------|--------|------|
| OO 11 | ゲートウェイ | 複数の指標 | 自社運用資産 | 1 | コア |

自社運用の各資産で、貴組織は投資の意思決定に ESG 要因を、ある程度組み入れていますか。

「はい」を選択した場合、ESG 要素をどの程度組み込んでいるかについては、他の指標で伺います。

| | (1) はい、投資の意思決定に ESG 要因を組み入れている | (2) 投資の意思決定に ESG 要因を組み入っていない |
|---------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| (A) 上場株式 (パッシブ) | ○ | ○ |
| (B) 上場株式 (アクティブ・クオンツ) | ○ | ○ |
| (C) 上場株式 (アクティブ・ファンダメンタル) | ○ | ○ |
| (D) 上場株式 (その他の戦略) | ○ | ○ |
| (E) 債券 (SSA) | ○ | ○ |

| | | |
|---|---|---|
| (F) 債券(社債) | ○ | ○ |
| (G) 債券(証券化商品) | ○ | ○ |
| (H) 債券(プライベート・デット) | ○ | ○ |
| (I) プライベート・エクイティ | ○ | ○ |
| (J) 不動産 | ○ | ○ |
| (K) インフラストラクチャー | ○ | ○ |
| (L) ヘッジ・ファンド(マルチ戦略) | ○ | ○ |
| (M) ヘッジ・ファンド(株式ロング/ショート) | ○ | ○ |
| (N) ヘッジ・ファンド(クレジット・ロング/ショート) | ○ | ○ |
| (O) ヘッジ・ファンド(ディストレスト、スペシャル・シチュエーションおよびイベント・ドリブン・ファンダメンタル) | ○ | ○ |
| (P) ヘッジ・ファンド(仕組みクレジット) | ○ | ○ |
| (Q) ヘッジ・ファンド(グローバル・マクロ) | ○ | ○ |

| | | |
|---|---|---|
| (R)ヘッジ・ファンド(コモディティ・トレーディング・アドバイザー) | ○ | ○ |
| (S)ヘッジ・ファンド(その他の戦略) | ○ | ○ |
| (T)森林 | ○ | ○ |
| (U)農地 | ○ | ○ |
| (V)その他: _____ [OO 5 の(2)での報告どおりに 事前入力済み] | ○ | ○ |

| 説明 | |
|--------|--|
| 指標の目的 | 署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5]、[OO 5.3 LE]、[OO 5.3 FI]、[OO 5.3 HF] |
| ゲートウェイ | [OO 15]、[OO 16]、[OO 17 LE]、[OO 17 FI]、[OO 18]、[OO 19]、[OO 21] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 本指標は、それ自体が直接的には評価の対象とはなりません。ESG を投資の意思決定に組み入れていないと報告する場合など、ここで開示されている情報が署名機関の評価に影響を与える場合があります。 |

委託運用会社の選定[OO 12]

| 指標 ID OO 12 | 依存関係 | OO 5、OO 5.1 | サブセクション 委託運用会社の選定 | PRI 原則 1 | 指標種別 コア |
|---|--------|------------------------------------|----------------------|----------------------------------|------------|
| | ゲートウェイ | 複数の指標 | | | |
| <p>委託運用されている各資産クラスで、貴組織は外部の投資運用会社の選定に ESG 要因を、ある程度組み入れていますか。</p> <p>「はい」を選択した場合、ESG 要素をどの程度組み込んでいるかについては、他の指標で伺います。</p> | | | | | |
| | | (1)はい、外部の投資運用会社の選定に ESG 要因を組み入れている | | (2)外部の投資運用会社の選定に ESG 要因を組み入っていない | |
| (A) 上場株式 (アクティブ) | | ○ | | ○ | |
| (B) 上場株式 (パッシブ) | | ○ | | ○ | |
| (C) 債券 (アクティブ) | | ○ | | ○ | |
| (D) 債券 (パッシブ) | | ○ | | ○ | |
| (E) プライベート・エクイティ | | ○ | | ○ | |
| (F) 不動産 | | ○ | | ○ | |
| (G) インフラストラクチャー | | ○ | | ○ | |

| | | |
|---|---|---|
| (H)ヘッジ・ファンド | ○ | ○ |
| (I)森林 | ○ | ○ |
| (J)農地 | ○ | ○ |
| (K)その他: _____ [OO 5 の(2)での報告どおりに事前入力済み] | ○ | ○ |

| 説明 | |
|--------|--|
| 指標の目的 | 署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5]、[OO 5.1] |
| ゲートウェイ | OO モジュールのロジック: [OO 18]、[OO 15]、[OO 16]、[OO 21] SAM モジュールのロジック: [SAM 4] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 本指標は、それ自体が直接的には評価の対象とはなりません、ESG を投資の意思決定に組み入れていないと報告する場合など、ここで開示されている情報が署名機関の評価に影響を与える場合があります。 |

委託運用会社の指名 [OO 13]

| | | | | | |
|----------------|--------|-------------|----------------------|-------------|------------|
| 指標 ID OO 13 | 依存関係 | OO 5、OO 5.1 | サブセクション 委託運用会社の指名 | PRI 原則 1 | 指標種別 コア |
| | ゲートウェイ | 複数の指標 | | | |

委託運用の各資産クラスで、貴組織は委託運用会社の指名に ESG 要因を、ある程度組み入れていますか。

「はい」を選択した場合、ESG 要素をどの程度組み込んでいるかについては、他の指標で伺います。

| | (1) 外部の投資運用会社の指名に ESG 要因を組み入れている | (2) 外部の投資運用会社の指名に ESG 要因を組み入れていない |
|------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| (A) 上場株式 (アクティブ) | ○ | ○ |
| (B) 上場株式 (パッシブ) | ○ | ○ |
| (C) 債券 (アクティブ) | ○ | ○ |
| (D) 債券 (パッシブ) | ○ | ○ |
| (E) プライベート・エクイティ | ○ | ○ |
| (F) 不動産 | ○ | ○ |
| (G) インフラストラクチャー | ○ | ○ |

| | | |
|---|---|---|
| (H)ヘッジ・ファンド | ○ | ○ |
| (I)森林 | ○ | ○ |
| (J)農地 | ○ | ○ |
| (K)その他: _____ [OO 5 の(2)での報告どおりに事前入力済み] | ○ | ○ |

| 説明 | |
|--------|--|
| 指標の目的 | 署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5]、[OO 5.1] |
| ゲートウェイ | OO モジュールのロジック: [OO 18]、[OO 15]、[OO 16]、[OO 21] SAM モジュールのロジック: [SAM 8] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 本指標は、それ自体が直接的には評価の対象とはなりません、ESG を投資の意思決定に組み入れていないと報告する場合など、ここで開示されている情報が署名機関の評価に影響を与える場合があります。 |

委託運用会社のモニタリング[OO 14]

| | | | | | |
|----------------|--------|-------------|--------------------------|-------------|------------|
| 指標 ID OO 14 | 依存関係 | OO 5、OO 5.1 | サブセクション 委託運用会社のモニタリング | PRI 原則 1 | 指標種別 コア |
| | ゲートウェイ | 複数の指標 | | | |

委託運用の各資産クラスで、貴組織は外部の投資運用会社のモニタリングに ESG 要因を、ある程度組み入れていますか。

「はい」を選択した場合、ESG 要素をどの程度組み込んでいるかについては、他の指標で伺います。

| | (1) 外部の投資運用会社のモニタリングに ESG 要因を組み入れている | (2) 外部の投資運用会社のモニタリングに ESG 要因を組み入っていない |
|------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| (A) 上場株式(アクティブ) | ○ | ○ |
| (B) 上場株式(パッシブ) | ○ | ○ |
| (C) 債券(アクティブ) | ○ | ○ |
| (D) 債券(パッシブ) | ○ | ○ |
| (E) プライベート・エクイティ | ○ | ○ |
| (F) 不動産 | ○ | ○ |
| (G) インフラストラクチャー | ○ | ○ |

| | | |
|---|---|---|
| (H)ヘッジ・ファンド | ○ | ○ |
| (I)森林 | ○ | ○ |
| (J)農地 | ○ | ○ |
| (K)その他: _____ [OO 5 の(2)での報告どおりに事前入力済み] | ○ | ○ |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。 |
| 追加報告ガイダンス | 回答では、指名時期に関係なく、報告年度中に関連する資産クラスを運用した外部の投資運用会社のモニタリングに言及してください。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 5]、[OO 5.1] |
| ゲートウェイ | OO モジュールのロジック: [OO 18]、[OO 15]、[OO 16]、[OO 21] SAM モジュールのロジック: [SAM 9]、[SAM 10]、[SAM 11]、[SAM 12]、[SAM 15]、[SAM 16]、[SAM 17] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 本指標は、それ自体が直接的には評価の対象とはなりません。ESG を投資の意思決定に組み入れていないと報告する場合など、ここで開示されている情報が署名機関の評価に影響を与える場合があります。 |

他の資産クラスにおける ESG [OO 15]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 11、OO 12~14 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|----------------|-----------------|--------|------|
| OO 15 | ゲートウェイ | 該当なし | 他の資産クラスにおける ESG | 1 | コア |

貴組織は以下の資産クラスに、どのように ESG 要因を組み入れているかを説明してください。

自社運用

| | |
|---------|----------------|
| (A) 森林 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (B) 農地 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (C) その他 | [自由記述(必須):ラージ] |

委託運用

| | |
|---------|----------------|
| (D) 森林 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (E) 農地 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (F) その他 | [自由記述(必須):ラージ] |

| 説明 | |
|--------|--|
| 指標の目的 | PRI は、森林、農地およびその他資産クラスのモジュールは作成していません。本指標により、署名機関はこれら資産クラスに ESG を組み入れるためのアプローチを報告することができます。 |
| 他のリソース | <p>森林への ESG 組み入れについての詳しいガイダンスは、森林での責任投資の入門ガイド(An introduction to responsible investment in forestry) および PRI 専用サイトの 森林 (forestry) ウェブページをご覧ください。</p> <p>農地への ESG 組み入れについての詳しいガイダンスは、PRI 専用サイトの 農地 (farmland) ウェブページをご覧ください。</p> <p>PRI の投資ツール(Investment tools)は、個々の資産クラスでステewardシップを実施する方法を紹介しています。</p> |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 11]、[OO 12]、[OO 13]、[OO 14] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

ESG の非組み入れ[OO 16]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 11、OO 12~14 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|--|--------|----------------|------------|-------------------|------|
| | ゲートウェイ | 該当なし | | | |
| OO 16 | | | ESG の非組み入れ | 1 | コア |
| <p>現在、貴組織が投資の意思決定、もしくは外部委託マネジャーの選定、指名、モニタリングのいずれかに ESG 要因を組み入れていない理由を記載してください。</p> | | | | | |
| <p>自社運用</p> | | | | | |
| (A) 上場株式 (パッシブ) | | | | [自由記述 (必須) : ラージ] | |
| (B) 上場株式 (アクティブ・クオンツ) | | | | [自由記述 (必須) : ラージ] | |
| (C) 上場株式 (アクティブ・ファンダメンタル) | | | | [自由記述 (必須) : ラージ] | |
| (D) 上場株式 (その他の戦略) | | | | [自由記述 (必須) : ラージ] | |
| (E) 債券 (SSA) | | | | [自由記述 (必須) : ラージ] | |
| (F) 債券 (社債) | | | | [自由記述 (必須) : ラージ] | |
| (G) 債券 (証券化商品) | | | | [自由記述 (必須) : ラージ] | |
| (H) 債券 (プライベート・デット) | | | | [自由記述 (必須) : ラージ] | |

| | |
|------------------|----------------|
| (I) プライベート・エクイティ | [自由記述(必須):ラージ] |
| (J) 不動産 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (K) インフラストラクチャー | [自由記述(必須):ラージ] |
| (L) ヘッジ・ファンド | [自由記述(必須):ラージ] |
| (M) 森林 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (N) 農地 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (O) その他 | [自由記述(必須):ラージ] |
| 委託運用 | |
| (P) 上場株式(アクティブ) | [自由記述(必須):ラージ] |
| (Q) 上場株式(パッシブ) | [自由記述(必須):ラージ] |
| (R) 債券(アクティブ) | [自由記述(必須):ラージ] |
| (S) 債券(パッシブ) | [自由記述(必須):ラージ] |
| (T) プライベート・エクイティ | [自由記述(必須):ラージ] |

| | |
|-----------------|----------------|
| (U) 不動産 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (V) インフラストラクチャー | [自由記述(必須):ラージ] |
| (W) ヘッジ・ファンド | [自由記述(必須):ラージ] |
| (X) 森林 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (Y) 農地 | [自由記述(必須):ラージ] |
| (Z) その他 | [自由記述(必須):ラージ] |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | PRI 原則 1 では、署名機関はアクティブな所有者になること、および ESG 要因を投資の分析と意思決定に組み入れることにコミットします。本指標により、署名機関は上記資産クラスに ESG を組み入れていない理由を説明することができます。 |
| 追加報告ガイダンス | 署名機関は、該当する資産クラスごとに、PRI 原則 1(私たちは ESG という考え方を投資の分析と意思決定プロセスに組み入れます)を実行していない理由を詳細に記載することができます。署名機関が、投資判断において、現在 ESG を考慮しない部分を示すことができます。これには、ESG 考慮が外部委託資産に適用されるかどうか、また外部委託マネジャーの選定、指名、モニタリングに関連するかどうかを明記することも含まれます。 |
| 他のリソース | その他のガイダンスについては、 責任投資の入門ガイド(An introduction to responsible investment) を参照してください。 PRI の投資ツール(Investment tools)は、個々の資産クラスでステewardシップを実施する方法を紹介しています。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 11]、[OO 12]、[OO 13]、[OO 14] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |

| | |
|------|-------|
| 評価基準 | 評価対象外 |
|------|-------|

ESG 戦略

上場株式 [OO 17 LE、OO 17.1 LE]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 11 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|----------|--------|------------------|---------|--------|------|
| OO 17 LE | ゲートウェイ | OO 17、1 LE、LE 12 | 上場株式 | 1 | コア |

貴組織は、**自社でアクティブ運用されている上場株式**に、どの **ESG 組み入れアプローチ** またはその組み合わせを採用していますか。

比率は、5%単位で最も近い値に丸めることができます。

| | 自社でアクティブ運用している上場株式の合計に占める割合: |
|-----------------------|------------------------------|
| (A) スクリーニングのみ | _____ % |
| (B) テーマのみ | _____ % |
| (C) 統合のみ | _____ % |
| (D) スクリーニングと統合 | _____ % |
| (E) テーマと統合 | _____ % |

| | |
|-------------------------|-------------|
| (F)スクリーニングとテーマ | _____ % |
| (G)上記の3つのアプローチすべての組み合わせ | _____ % |
| (H)なし | _____ % |
| 合計 | 100% |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | PRI 原則 1 では、署名機関はアクティブな所有者になること、および ESG 要因を投資の分析と意思決定に組み入れることにコミットします。本指標により、署名機関は、さまざまな ESG 組み入れアプローチによってカバーされる上場株式資産の比率を報告することができます。さらに、署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および／またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 追加報告ガイダンス | ESG 要因は、統合、スクリーニングおよびテーマ型という3つのアプローチによって、投資慣行に組み入れることができます。投資家は目指す運用成果に基づいて、これらのアプローチの選択または組み合わせを行います。例えば、リスク・リターン特性の強化、特定セクターの除外、環境および／または社会的な目標への資金配分の拡大が考えられます。 本指標における「のみ」とは、他の戦略と組み合わせないことを指します。 同一の資産に2つの戦略を採用している場合、適切な組み合わせのオプションを選択してください。例えば、上場株式資産の5%についてはスクリーニングのみで、他の資産についてはスクリーニングと統合の組み合わせを採用している場合には、5%については「スクリーニングのみ」、残りの95%については「スクリーニングおよび統合」として報告してください。 |
| 他のリソース | その他のガイダンスについては、 責任投資の入門ガイド: 上場株式 (An introduction to responsible investment: listed equity) および 責任投資の入門ガイド: スクリーニング (An introduction to responsible investment: screening) を参照してください。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 11] |
| ゲートウェイ | [OO 17.1 LE]、[LE 12] |
| 評価 | |

| | |
|------|-------|
| 評価基準 | 評価対象外 |
|------|-------|

| 指標 ID | 依存関係 | OO 17 LE | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|------------|--------|----------|---------|--------|------|
| OO 17.1 LE | ゲートウェイ | LE 9 | 上場株式 | 1 | コア |

スクリーニング・アプローチが採用されている場合、貴組織では、**自社でアクティブ運用している上場株式**にどの種類のスクリーニングを適用していますか。

比率は、5%単位で最も近い値に丸めることができます。

| | スクリーニング戦略が適用されている上場株式の合計に占める比率: |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| (A) ポジティブ/ベストインクラス・スクリーニングのみ | _____ % |
| (B) ネガティブ・スクリーニングのみ | _____ % |
| (C) スクリーニング・アプローチの組み合わせ | _____ % |
| 合計 | 100% |

| 説明 | |
|--------|--|
| 指標の目的 | PRI 原則 1 では、署名機関はアクティブな所有者になること、および ESG 要因を投資の分析と意思決定に組み入れることにコミットします。本指標により、署名機関は、さまざまなスクリーニング・アプローチによってカバーされる上場株式資産の比率を報告することができます。さらに、署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 他のリソース | その他のガイダンスについては、 責任投資の入門ガイド: 上場株式 (An introduction to responsible investment: listed equity) および 責任投資の入門ガイド: スクリーニング (An introduction to responsible investment: screening) を参照してください。 |

| ロジック | |
|--------|------------|
| 依存関係 | [OO 17 LE] |
| ゲートウェイ | [LE 9] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

債券[OO 17 FI、OO 17.1 FI]

| | | | | | |
|-------------------|--------|------------------------------|---------------|-------------|------------|
| 指標 ID OO 17 FI | 依存関係 | OO 5.3 FI、OO 11 | サブセクション 債券 | PRI 原則 1 | 指標種別 コア |
| | ゲートウェイ | OO 17.1 FI、OO 20 FI 16~18 | | | |

貴組織は、**自社でアクティブ運用されている債券**に、どの **ESG 組み入れアプローチ** またはその組み合わせを採用していますか。

比率は、5%単位で最も近い値に丸めることができます。

| | (1)債券(SSA) | (2)債券(社債) | (3)債券(証券化商品) |
|-------------------------|------------|-----------|--------------|
| (A)スクリーニングのみ | _____ % | _____ % | _____ % |
| (B)テーマのみ | _____ % | _____ % | _____ % |
| (C)統合のみ | _____ % | _____ % | _____ % |
| (D)スクリーニングと統合 | _____ % | _____ % | _____ % |
| (E)テーマと統合 | _____ % | _____ % | _____ % |
| (F)スクリーニングとテーマ | _____ % | _____ % | _____ % |
| (G)上記の3つのアプローチすべての組み合わせ | _____ % | _____ % | _____ % |

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| (H)なし | _____ % | _____ % | _____ % |
| 合計 | 100% | 100% | 100% |

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | <p>PRI 原則 1 では、署名機関はアクティブな所有者になること、および ESG 要因を投資の分析と意思決定に組み入れることにコミットします。本指標により、署名機関は、さまざまな ESG 組み入れアプローチによってカバーされる債券資産の比率を報告することができます。さらに、署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および／またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。</p> |
| 追加報告ガイダンス | <p>ESG 要因は、統合、スクリーニングおよびテーマ型という 3 つのアプローチによって、投資慣行に組み入れることができます。投資家は目指す運用成果に基づいて、これらのアプローチの選択または組み合わせを行います。例えば、リスク・リターン特性の強化、特定セクターの除外、環境および／または社会的な目標への資金配分の拡大が考えられます。</p> <p>本指標における「のみ」とは、他の戦略と組み合わせないことを指します。</p> <p>同一の資産に 2 つの戦略を採用している場合、適切な組み合わせのオプションを選択してください。例えば、債券資産の 5%についてはスクリーニングのみで、他の資産についてはスクリーニングと統合の組み合わせを採用している場合には、5%については「スクリーニングのみ」、残りの 95%については「スクリーニングおよび統合」として報告してください。</p> |
| 他のリソース | <p>その他のガイダンスについては、責任投資の入門ガイド：債券 (An introduction to responsible investment: fixed income) および 責任投資の入門ガイド：スクリーニング (An introduction to responsible investment: screening) を参照してください。</p> |
| ロジック | |
| 依存関係 | OO 5.3 FI、OO 11 |
| ゲートウェイ | OO 17.1 FI、OO 20、FI 16、FI 17、FI 18、SO 7 |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

| | | | | | |
|------------|--------|----------|---------|--------|------|
| 指標 ID | 依存関係 | OO 17 FI | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
| OO 17.1 FI | ゲートウェイ | 該当なし | 債券 | 1 | コア |

スクリーニング・アプローチが採用されている場合、貴組織では、**自社でアクティブ運用している債券**にどの種類のスクリーニングを適用していますか。

比率は、5%単位で最も近い値に丸めることができます。

| | スクリーニング戦略が適用されている債券の合計に占める割合： | | |
|------------------------------|-------------------------------|------------|---------------|
| | (1) 債券(SSA) | (2) 債券(社債) | (3) 債券(証券化商品) |
| (A) ポジティブ/ベストインクラス・スクリーニングのみ | _____ % | _____ % | _____ % |
| (B) ネガティブ・スクリーニングのみ | _____ % | _____ % | _____ % |
| (C) スクリーニング・アプローチの組み合わせ | _____ % | _____ % | _____ % |
| 合計 | 100% | 100% | 100% |

| 説明 | |
|--------|--|
| 指標の目的 | PRI 原則 1 では、署名機関はアクティブな所有者になること、および ESG 要因を投資の分析と意思決定に組み入れることにコミットします。本指標により、署名機関は、さまざまなスクリーニング・アプローチによってカバーされる債券資産の比率を報告することができます。 本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 他のリソース | その他のガイダンスについては、 責任投資の入門ガイド：上場株式 (An introduction to responsible investment: listed equity) および 責任投資の入門ガイド：スクリーニング (An introduction to responsible investment: screening) を参照してください。 |

| ロジック | |
|--------|------------|
| 依存関係 | [OO 17 FI] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

ESG／サステナビリティ・ファンドおよび商品

表示およびマーケティング[OO 18、OO 18.1、OO 18.2]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 11～14 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|--|--------|----------|---|--------|------|
| OO 18 | ゲートウェイ | OO 18.1 | 表示およびマーケティング | 1 | コア |
| <p>貴組織は、ESG および／または持続可能なものとして商品および／またはファンドを明示的にマーケティングしていますか。</p> | | | | | |
| <p><input type="radio"/> (A) はい、ESG および／または持続可能なものとして商品および／またはファンドを明示的にマーケティングしている</p> | | | <p>ESG および／またはサステナブル商品またはファンドの AUM に占める比率を記載してください。</p> <p>この比率(%)は 5%単位で最も近い値に丸めることができます。 その際、自社運用資産と委託運用資産を組み合わせてください。</p> <p>_____ %</p> | | |
| <p><input type="radio"/> (B) いいえ、ESG および／または持続可能なものとして商品および／またはファンドを明示的にマーケティングしていない</p> | | | | | |
| <p><input type="radio"/> (C) 該当しない。商品またはファンドを提供していない</p> | | | | | |
| <p>補足情報: _____ [自由記述(任意):ミディアム]</p> | | | | | |

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | <p>本指標は、ゲートウェイとピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。PRI では、今後の分析で ESG および／または持続可能な商品およびファンドのマーケティングについての理解を深めることができるよう回答を役立てます。</p> <p>署名機関が ESG および／または持続可能なものとしてマーケティングしているかどうか、またはそのように指定された、それら商品および／またはファンドの比率に対する価値判断は行われません。回答が評価方法の一部として使用されることはありません。</p> |
| 追加報告ガイダンス | <p>報告される比率(%)には、ESG および／またはサステナビリティとしてマーケティングされているファンドもしくは商品、および ESG および／または責任投資として認証もしくはラベルされている資産を含めるようにし、自社運用資産と委託運用資産を含めた AUM 合計を分母として計算してください。</p> <p>ESG および／または持続可能なものとしてマーケティングされる商品およびファンドには、環境上または社会的な特性を強調している商品、または EU の持続可能なファイナンス開示規則(金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則 (EU) 2019/2088 (Regulation (EU) 2019/2088 on sustainability - related disclosures in the financial services sector)) 第 8 条および第 9 条の目標である持続可能な投資に該当するものを含めることができます。</p> <p>ESG および／または責任投資として認証またはラベルされているものかどうかを判断する際、署名機関は、商品またはファンドの ESG および／またはサステナビリティの基準、およびそれらの商品またはファンドが外部機関の関わるプロセスを通じて検証されているかどうかを考慮してください。さらに、ラベルまたは認証を発行している機関は、独立した組織の代理としてラベルを発行する権利を与えられている、独立した第三者の産業組織または企業でなければなりません。</p> |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 11]、[OO 12]、[OO 13]、[OO 14] |
| ゲートウェイ | [OO 18.1] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

| 指標 ID | 依存関係 | OO 18 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|---------|--------|---------|--------------|--------|------|
| OO 18.1 | ゲートウェイ | OO 18.2 | 表示およびマーケティング | 1 | コア |

貴組織の ESG および／またはサステナビリティとしてマーケティングされている商品および／またはファンドには、第三者より与えられた正式な ESG および／または責任投資認証もしくはラベルが付いていますか。

○ (A) はい、ESG および／またはサステナビリティとしてマーケティングされている商品および／またはファンドには、正式なラベルまたは認証が付いている

ラベルおよび／または認証が付いている商品および／またはファンドの AUM に占める割合を記入してください：

この比率(%)は 5%単位で最も近い値に丸めることができます。その際、自社運用資産と委託運用資産を組み合わせてください。

_____ %

○ (B) ESG および／またはサステナビリティとしてマーケティングされている商品および／またはファンドには、正式なラベルまたは認証が付いていない

説明

指標の目的

本指標は、ゲートウェイとピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。PRI では、今後の分析で ESG および責任投資のラベルと認証マーケットについての理解を深めることができるよう回答を役立てます。

署名機関が正式な ESG および／または責任投資ラベルまたは認証を付けているかどうか、またはそのようなラベルまたは認証の対象となっている商品および／またはファンドの比率に対する価値判断は行われません。回答が評価方法の一部として使用されることはありません。

追加報告ガイダンス

本指標では、報告される比率は、自社運用資産と委託運用資産を含めた AUM の合計に基づいて計算してください。

環境上または社会的な特性を持つ、あるいは EU のサステナブル・ファイナンス開示規則 ([金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示規則 \(EU\) 2019/2088 \(Regulation \(EU\) 2019/2088 on sustainability-related disclosures in the financial services sector\)](#)) の第 8 条および第 9 条に定められている目標である

サステナブルな投資に該当する商品およびファンドは、ラベルが付いている、あるいは認証されていると見なしてはなりません。これらは、第三者から与えられた、正式な ESG および／または責任投資認定が付いていない限り、OO 18.1 での報告から除外されます。

| | |
|---------------|--|
| | ESG および／または責任投資として認証またはラベルされているものかどうかを判断する際、署名機関は、商品またはファンドの ESG および／またはサステナビリティの基準、およびそれらの商品またはファンドが外部機関の関わるプロセスを通じて検証されているかどうかを考慮してください。さらに、ラベルまたは認証を発行している機関は、独立した組織の代理としてラベルを発行する権利を与えられている、独立した第三者の産業組織または企業でなければなりません。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 18] |
| ゲートウェイ | [OO 18.2] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外。 |

| | | | | | |
|---------|--------|---------|--------------|--------|------|
| 指標 ID | 依存関係 | OO 18.1 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
| OO 18.2 | ゲートウェイ | 該当なし | 表示およびマーケティング | 1 | コア |

貴組織は、どのような ESG／責任投資の認証またはラベルを付けていますか。

該当するものをすべて選んでください。

- (A) 商品種別ラベル(BCI など)
- (B) GRESB
- (C) オーストリアのエコラベル(UZ49)
- (D) B コーポレーション
- (E) BREEAM
- (F) CBI 気候債券基準
- (G) DDV-Nachhaltigkeitskodex-ESG-Strategie
- (H) DDV-Nachhaltigkeitskodex-ESG-Impact
- (I) EU エコラベル
- (J) EU グリーン・ボンド基準
- (K) Febelfin ラベル(ベルギー)
- (L) Finansol
- (M) FNG-Siegel エコラベル(ドイツ、オーストリアおよびスイス)
- (N) Greenfin ラベル(フランス)
- (O) Grüner Pfandbrief
- (P) 国際資本市場協会のグリーン・ボンド原則
- (Q) 国際資本市場協会のソーシャル・ボンド原則
- (R) 国際資本市場協会のサステナビリティ・ボンド原則
- (S) 国際資本市場協会のサステナビリティ・リンク・ボンド原則
- (T) Kein Verstoß gegen Atomwaffensperrvertrag
- (U) ISR ラベル(フランス政府 SRI ラベル)

- (V) Luxflag 気候ファイナンス
- (W) Luxflag 環境
- (X) Luxflag ESG
- (Y) Luxflag グリーン・ボンド
- (Z) Luxflag マイクロファイナンス
- (AA) LuxFLAG 持続可能な保険商品
- (AB) 国のスチュワードシップ・コード
具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール]
- (AC) ノルディック・スワン・エコラベル
- (AD) EUROSIF SRI 透明性コードに基づく、その他の SRI ラベル (Novethic など)
具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール]
- (AE) 中国人民銀行グリーン・ボンド・ガイドライン
- (AF) RIAA (オーストラリア)
- (AG) Towards Sustainability ラベル (ベルギー)
- (AH) その他
具体的に記入: _____ [自由記述(必須): スモール]

説明

指標の目的 本指標の目的は、署名機関が付けている認証またはラベルを把握することです。PRI は、ESG ラベルの好ましさに優劣を付けていません。

- 追加報告ガイダンス**
- 国および地域のスチュワードシップ・コードには以下が含まれます(ただし、これらには限定されません):
- 欧州連合: EFAMA スチュワードシップ・コード、欧州投資信託協会、2018 年
 - ドイツ: スチュワードシップ・ガイドライン、ドイツ DVFA (2020 年)
 - オランダ: スチュワードシップ・コード、オランダ Eumedion (2018 年)
 - シンガポール: スチュワードシップ原則、シンガポール Stewardship Asia (2016 年)
 - スイス: 公開有限会社における参加権行使を管理する機関投資家のためのガイドライン、Ethos Foundation (2013 年)
 - 台湾: 機関投資家のためのスチュワードシップ原則、台湾証券取引所 (2016 年)
 - 英国: スチュワードシップ・コード、英国財務報告評議会 (2019 年)
 - 米国: 機関投資家のためのスチュワードシップ・フレームワーク、米国 Investor Stewardship Group (2018 年)
 - 日本: 日本版スチュワードシップ・コード、金融庁 (2020 年)

| | |
|---------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> • 香港: 責任あるオーナーシップの原則、香港証券先物委員会 • ノルウェー: スチュワードシップ・コード、ノルウェー・ファンドおよびマーケット協会 (2012 年) • イタリア: 上場企業における管理権および議決権行使のためのイタリア版スチュワードシップ・コード • スウェーデン: ファンド運用会社の株主エンゲージメントのためのガイドライン、Swedish Investment Fund Association 発行 (2002 年 2 月発行、2019 年 5 月改訂) • Eurosif 欧州透明性コード • フランス: AFEP-MEDEF コーポレート・ガバナンス・コード |
| <p>他のリソース</p> | <p>ESG／責任投資のラベルおよび／または認証に関連する規制に関する詳細については、PRI の規制データベース (Regulation database)を参照してください。</p> <p>記載されている ESG／責任投資の認証またはラベルへのリンク:</p> <p>GRESB</p> <p>オーストリアのエコラベル (Austrian Ecolabel)</p> <p>B コーポレーション (B Corporation)</p> <p>BREEAM</p> <p>CBI 気候債券基準 (CBI Climate Bonds Standard)</p> <p>DDV-Nachhaltigkeitskodex</p> <p>EU エコラベル (EU Ecolabel)</p> <p>EU グリーン・ボンド基準 (EU Green Bond Standard)</p> <p>Febelfin</p> <p>Finansol</p> <p>FNG-Siegel</p> <p>Greenfin</p> <p>Grüner Pfandbrief</p> <p>国際資本市場協会のグリーン・ボンド原則 (ICMA's Green Bond Principles)</p> <p>国際資本市場協会のソーシャル・ボンド原則 (ICMA's Social Bond Principles)</p> <p>国際資本市場協会のサステナビリティ・ボンド・ガイドライン (ICMA's Sustainability Bond Guidelines)</p> <p>国際資本市場協会のサステナビリティ関連ボンド原則 (ICMA's Sustainability-Linked Bond Principles)</p> <p>ISR ラベル (Le label ISR)</p> <p>Luxflag 気候ファイナンス (Luxflag Climate Finance)</p> <p>Luxflag 環境 (Luxflag Environment)</p> <p>Luxflag ESG</p> <p>Luxflag グリーン・ボンド (Luxflag Green Bond)</p> <p>Luxflag マイクロファイナンス (Luxflag Microfinance)</p> <p>Luxflag 持続可能な保険商品 (Luxflag Sustainable Insurance Products)</p> |

| | |
|---------------|---|
| | ノルディック・スワン・エコラベル (Nordic Swan Ecolabel) 中国人民銀行グリーン・ボンド・ガイドライン (People's Bank of China green bond guidelines) RIAA Towards Sustainability |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 18.1] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

パッシブ運用投資[OO 19]

| | | | | | |
|----------------|--------|-----------------|---------------------|-------------|------------|
| 指標 ID OO 19 | 依存関係 | OO 5.3 FI、OO 11 | サブセクション パッシブ運用投資 | PRI 原則 1 | 指標種別 コア |
| | ゲートウェイ | LE 8、FI 10 | | | |

自社でパッシブ運用されているすべての上場株式および／または債券 AUM のうち、ESG インデックスまたはベンチマークを利用しているものの比率を記入してください。

比率は、5%単位で最も近い値に丸めることができます。

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| | ESG インデックスまたはベンチマークを利用している AUM の比率: |
| (A) 上場株式 (パッシブ) | _____% |
| (B) 債券 (パッシブ) | _____% |

説明

| | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | 本指標の目的は、署名機関のパッシブ運用上場株式資産および債券資産で、収益を測定し、ポートフォリオを構築するための参考またはベンチマークとして、ESG インデックスがどの程度使用されているのかを評価することです。さらに、署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および／またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 追加報告ガイダンス | パッシブ運用投資で使用される ESG インデックスまたはベンチマークは、外部のものであることや、ESG フィルターを適用している署名機関によって作成されたものである場合があります。 本指標はプライベート・デットまたは証券化デットに適用されません。 |
| 他のリソース | パッシブ投資家の ESG の組み入れに関するその他のガイダンスについては、 パッシブ投資家はいかにして責任ある投資家になれるのか？ (How can a passive investor be a responsible investor?) を参照してください。 |

| ロジック | |
|--------|---------------------|
| 依存関係 | [OO 5.3 FI]、[OO 11] |
| ゲートウェイ | [LE 8]、[FI 10] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外。 |

テーマ型債券[OO 20]

| 指標 ID OO 20 | 依存関係 | OO 17 FI | サブセクション テーマ型債券 | PRI 原則 1 | 指標種別 コア |
|--|--------|-------------|---|-------------|------------|
| | ゲートウェイ | FI 15、FI 17 | | | |
| <p>貴組織のすべての環境および／または社会に関するテーマ型債券のうち、業界で認められている基準に基づいてラベル付けされているものの比率を記入してください。</p> <p>業界で認められている基準の(非包括的な)リストについては、「他の基準の参照」を参照してください。</p> | | | | | |
| | | | <p>貴組織のすべての環境および／または社会に関するテーマ型債券のうち、発行体によってラベル付けされているものの比率：</p> | | |
| (A) グリーンまたは気候ボンド | | | _____ % | | |
| (B) ソーシャル・ボンド | | | _____ % | | |
| (C) サステナビリティ・ボンド | | | _____ % | | |
| (D) サステナビリティ関連ボンド | | | _____ % | | |
| (E) SDG または SDG 関連ボンド | | | _____ % | | |
| (F) その他 具体的に記入：_____ [自由記述(必須)：スモール] | | | _____ % | | |
| (B) 発行体によってラベル付けされていない債券 | | | _____ % | | |

| | |
|----|------|
| 合計 | 100% |
|----|------|

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | <p>本指標の目的は、ESG および／または SDG に関する債券の広く認められている規範に基づいている、テーマ型商品の署名機関における比率を評価することです。さらに、署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。</p> <p>本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および／またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。</p> |
| 追加報告ガイダンス | <p>本指標は、環境および／または社会に関するテーマ型債券の潜在的な発行体ではなく、これらの債券の投資家を対象としています。</p> <p>本指標は、アクティブ運用されている債券にのみ適用されます。</p> |
| 他の基準の参照 | <p>インターナショナル・ボンドの基準:</p> <p>CBI 気候債券基準 (CBI Climate Bonds Standard)</p> <p>国際資本市場協会のグリーン・ボンド原則 (ICMA's Green Bond Principles)</p> <p>国際資本市場協会のソーシャル・ボンド原則 (ICMA's Social Bond Principles)</p> <p>国際資本市場協会のサステナビリティ・ボンド・ガイドライン (ICMA's Sustainability Bond Guidelines)</p> <p>国際資本市場協会のサステナビリティ関連ボンド原則 (ICMA's Sustainability-Linked Bond Principles)</p> <p>国連開発計画の債券発行者のための SDGs インパクト基準 (UNDP SDG Impact Standards for Bond Issuers)</p> <p>リージョナル・ボンドの基準:</p> <p>ASEAN ボンド基準 (ASEAN Bond Standards)</p> <p>オーストリアのエコラベル (Austrian Ecolabel) (UZ49)</p> <p>欧州グリーン・ボンド基準 (EU Green Bonds Standard)</p> <p>Febelfin</p> <p>FNG-Siegel</p> <p>Greenfin</p> <p>ISR ラベル (Le label ISR)</p> <p>Luxflag グリーン・ボンド (Luxflag Green Bond)</p> <p>ノルディック・スワン・エコラベル (Nordic Swan Ecolabel)</p> <p>中国人民銀行グリーン・ボンド・ガイドライン (People's Bank of China green bond guidelines)</p> <p>RIAA</p> <p>Towards Sustainability</p> |

| ロジック | |
|--------|-----------------|
| 依存関係 | [OO 17 FI] |
| ゲートウェイ | [FI 15]、[FI 17] |
| 評価 | |
| 評価対象外 | |

報告要件の概略

報告要件の概略[OO 21]

| 指標 ID | 依存関係 | 複数の指標 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|---|----------------------|--------------------------------|----------------------------------|--------|------|
| OO 21 | ゲートウェイ | 複数の指標 | 報告要件の概略 | 一般 | コア |
| <p>以下の表は、個別の PRI 資産クラス・モジュールについての報告が必須または任意となっているモジュールを示しています。任意のモジュールについては、報告を希望する旨を記載してください。</p> <p>モジュールについて報告が必須となる場合と任意になる場合についての詳細は、「説明 – 追加報告要件」を参照してください。</p> | | | | | |
| 対象となるモジュール | (1) 報告が必須 | (2) 報告は任意 | | | |
| | (これまでの回答で 事前入力済み) | (2.1) はい、モジュールについての 報告を希望する | (2.2) いいえ、モジュールについての 報告を希望しない | | |
| ポリシー、ガバナンス、戦略 | ○ | ○ | ○ | | |
| 信頼醸成措置 | ○ | ○ | ○ | | |
| (A) 上場株式 (パッシブ) | ○ | ○ | ○ | | |
| (B) 上場株式 (アクティブ・クオンツ) | ○ | ○ | ○ | | |

| | | | |
|------------------------------|---|---|---|
| (C) 上場株式(アクティブ・ファンダメンタル) | ○ | ○ | ○ |
| (D) 上場株式(その他の戦略) | ○ | ○ | ○ |
| (E) 債券(SSA) | ○ | ○ | ○ |
| (F) 債券(社債) | ○ | ○ | ○ |
| (G) 債券(証券化商品) | ○ | ○ | ○ |
| (H) 債券(プライベート・デット) | ○ | ○ | ○ |
| (I) プライベート・エクイティ | ○ | ○ | ○ |
| (J) 不動産 | ○ | ○ | ○ |
| (K) インフラストラクチャー | ○ | ○ | ○ |
| (L) ヘッジ・ファンド(マルチ戦略) | ○ | ○ | ○ |
| (M) ヘッジ・ファンド(株式ロング／ショート) | ○ | ○ | ○ |
| (N) ヘッジ・ファンド(クレジット・ロング／ショート) | ○ | ○ | ○ |

| | | | |
|--|---|---|---|
| (O)ヘッジ・ファンド(ディストレスト、スペシャル・シチュエーションおよびイベント・ドリブン・ファンダメンタル) | ○ | ○ | ○ |
| (P)ヘッジ・ファンド(仕組みクレジット) | ○ | ○ | ○ |
| (Q)ヘッジ・ファンド(グローバル・マクロ) | ○ | ○ | ○ |
| (R)ヘッジ・ファンド(コモディティ・トレーディング・アドバイザー) | ○ | ○ | ○ |
| (S)ヘッジ・ファンド(その他の戦略) | ○ | ○ | ○ |
| (T)委託運用会社の選定、指名、モニタリング (SAM) – 上場株式(アクティブ) | ○ | ○ | ○ |
| (U)運用会社の選定、指名およびモニタリング (SAM) – 上場株式(パッシブ) | ○ | ○ | ○ |
| (V)運用会社の選定、指名およびモニタリング (SAM) – 債券(アクティブ) | ○ | ○ | ○ |
| (W)運用会社の選定、指名、モニタリング (SAM) – 債券(パッシブ) | ○ | ○ | ○ |
| (X)運用会社の選定、指名およびモニタリング (SAM) – プライベート・エクイティ | ○ | ○ | ○ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (Y)運用会社の選定、指名およびモニタリング (SAM) – 不動産 | ○ | ○ | ○ |
| (Z)運用会社の選定、指名およびモニタリング (SAM) – インフラストラクチャー | ○ | ○ | ○ |
| (AA)運用会社の選定、指名およびモニタリング (SAM) – ヘッジ・ファンド | ○ | ○ | ○ |

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | <p>署名機関は、当該報告年度に AUM の比率が 10%以上、あるいは 100 億米ドル以上のいずれかに相当する、委託運用または自社運用されている資産クラスについてのみ報告が必須です。本指標により、署名機関は、モジュールまたは AUM の閾値に達していない AUM について任意に報告することを希望するかどうかを選択することができます。</p> <p>本指標は、署名機関に対して、(i) 委託運用か自社運用かを問わず、署名機関が保有しているものの、上記の AUM の閾値に達していない資産クラスに言及しているモジュール、および(ii) ESG の組み入れを行っていないことを署名機関が以前に示していないモジュールについて報告する機会を提供することのみを目的としています。</p> |
| 追加報告ガイダンス | <p>任意報告</p> <p>ある資産クラスで署名機関が保有する AUM の合計が 10%未満かつ 100 億米ドル未満である場合、署名機関がその資産クラスのモジュールで報告するかどうかは任意です。</p> <p>署名機関が運用会社を通じて資産を間接的に運用している場合には、上記と同じ資産クラスの閾値が適用されますが、署名機関は、運用会社の選定、指名、モニタリング(SAM)モジュールにおいて、この件について報告するかどうかを選ぶことができます。</p> <p>特定のモジュールおよび/または資産クラスについて自発的に報告したい旨を示した署名機関は、そのモジュールのすべての「コア」指標に回答する必要があります。</p> <p>必須の報告</p> <p>1.ある資産クラスで署名機関が保有する AUM の合計が 10%以上である場合、その資産クラスのモジュールでの報告を提出することが必須です。</p> <p>2.ある資産クラスで署名機関が保有する AUM の合計が 10%未満であるが、100 億米ドル以上である場合、その資産クラスのモジュールで報告は必須です。</p> <p>署名機関が運用会社を通じて資産を間接的に運用している場合には、上記と同じ資産クラスの閾値が適用されますが、署名機関は、運用会社の選定、指名、モニタリング(SAM)モジュールにおいて、この件について報告する必要があります。</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>アセット・オーナーの報告</p> <p>2023年より、アセット・オーナーである署名機関は、ポリシー、ガバナンス、戦略(PGS)のモジュール、委託運用会社の選定、指名、モニタリング(SAM)のモジュールが当てはまる資産クラス、および信頼醸成措置(CBM)モジュールについて報告するだけとなります。</p> <p>サービス・プロバイダーまたは自社のスタッフを通じて、委託運用資産のステュワードシップ活動を報告する署名機関</p> <p>ある特定の資産クラスが委託運用資産だけであるものの、それらの資産の議決および／またはエンゲージメントの一部または全部を(サービス・プロバイダーまたは自社のスタッフなどを通じて)直接的に行っている署名機関には、以下が適用されます。このような直接的なステュワードシップ活動は、PGSモジュールのステュワードシップ指標を通じて報告する必要があります。</p> |
| ロジック | |
| 依存関係 | OO 5、OO 5.1、OO 5.3 LE、OO 5.3 FI、OO 5.3 HF、OO 8、OO 9、OO 11、OO 12、OO 13、OO 14 |
| ゲートウェイ | <p>SAM モジュールのロジック: : [SAM 1 – SAM 4]、[SAM 6 – SAM 17]</p> <p>LE モジュールのロジック: すべての指標</p> <p>FI モジュールのロジック: すべての指標</p> <p>PE モジュールのロジック: すべての指標</p> <p>RE モジュールのロジック: [RE 1 – RE 5]、[RE 11 – RE 21]</p> <p>INF モジュールのロジック: [INF 1 – INF 5]、[INF 10 – INF 17]</p> <p>HF モジュールのロジック: すべての指標</p> <p>CBM モジュールのロジック: CBM 2、CBM 4</p> |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

その他の資産の内訳

プライベート・エクイティ:セクター[OO 22]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 21 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|-------|-------------------|--------|------|
| OO 22 | ゲートウェイ | 該当なし | プライベート・エクイティ:セクター | 一般 | コア |

貴組織の**自社で運用**されている**プライベート・エクイティ**資産はどのセクターに投資されていますか。

- (A) エネルギー
- (B) 素材
- (C) 産業
- (D) 一般消費財
- (E) 生活必需品
- (F) ヘルスケア
- (G) 金融
- (H) 情報技術
- (I) コミュニケーション・サービス
- (J) 公益事業
- (K) 不動産

説明

指標の目的 本指標は、ピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。
本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。

| | |
|-------------|--|
| 追加報告ガイダンス | 本指標で表示されるセクターは、概ね MSCI の世界産業分類基準(MSCI Global Industry Classification Standard)に基づいています。そのため、リストが包括的になっているため、「その他」のオプションは付け加えられていません。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 21] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

プライベート・エクイティ:所有レベル[OO 23]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 21 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|-------|--------------------|--------|------|
| OO 23 | ゲートウェイ | 該当なし | プライベート・エクイティ:所有レベル | 一般 | コア |

貴組織で自社運用されている**プライベート・エクイティ**の内訳の比率を所有レベル別に示してください。

内訳の比率(%)はポートフォリオ企業の数に基づいてください。

| | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> (A)過半数の持分(50%超) | [ドロップダウン・リスト] (1)0%超～10% (2)10%超～50% (3)50%超～75% (4)75%超 |
| <input type="checkbox"/> (B)重要な少数持分(10%～50%) | [同上] |
| <input type="checkbox"/> (C)限定的な少数持分(10%未満) | [同上] |

説明

| | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 本指標は、ピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。署名機関および報告フレームワークのユーザーは、投資家の影響力のレベル別に責任投資アプローチをフィルターすることもできます。 |
| 追加報告ガイダンス | 本指標では、「過半数の持分」とは、50%を超える株式の所有を指しています。 本指標では、「重要な少数持分」とは、10%から50%までの株式の所有を指しています。 本指標では、「限定的な少数持分」とは、10%未満の株式の所有を指しています。 |

| ロジック | |
|--------|---------|
| 依存関係 | [OO 21] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

不動産: 物件の種類[OO 24]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 21 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|--------------|------------|--------|------|
| OO 24 | ゲートウェイ | RE 1、RE 9～10 | 不動産: 物件の種類 | 一般 | コア |

貴組織の物理的な**不動産**資産の種別を記載してください。

[OO 5]で報告されている、不動産資産のうちの**自社運用 AUM**となっている資産を参照してください。

- (A) 既存投資物件
- (B) 新築物件
- (C) 大規模改修物件

説明

| | |
|-------------|---|
| 指標の目的 | 不動産資産が既存投資物件であるか、最近改築が完了した物件であるか、最近大規模改修を行った物件であるかは、物件のサステナビリティ・レベルに影響します。署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。 本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 他の基準の参照 | GRESB 2022 不動産参照ガイド: 事業体および報告の特性 – 事業体の事業の性質: RC5 (GRESB 2022 Real Estate Reference Guide: Entity & Reporting Characteristics – Nature of entity's business: RC5) |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 21] |
| ゲートウェイ | [RE 1]、[RE 9]、[RE 10] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

不動産:所有レベル[OO 25]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 21 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|-------|-----------|--------|------|
| OO 25 | ゲートウェイ | 該当なし | 不動産:所有レベル | 一般 | コア |

貴組織の物理的な**不動産**資産の内訳の比率を所有レベル別に記載してください。

内訳の比率(%)は物理的な不動産資産の数を基にしてください。[OO 5]で報告されている、不動産資産のうちの**自社運用 AUM**となっている資産を参照してください。

| | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> (A)過半数の持分(50%超) | [ドロップダウン・リスト] (1)0%超～10% (2)10%超～50% (3)50%超～75% (4)75%超 |
| <input type="checkbox"/> (B)重要な少数持分(10%～50%) | [同上] |
| <input type="checkbox"/> (C)限定的な少数持分(10%未満) | [同上] |

説明

| | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 本指標は、ピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。署名機関および報告フレームワークのユーザーは、投資家の影響力のレベル別に責任投資アプローチをフィルターすることもできます。 |
| 追加報告ガイダンス | 本指標では、「過半数の持分」とは、50%を超える株式の所有を指しています。 本指標では、「重要な少数持分」とは、10%から50%までの株式の所有を指しています。 本指標では、「限定的な少数持分」とは、10%未満の株式の所有を指しています。 |

| ロジック | |
|--------|---------|
| 依存関係 | [OO 21] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

不動産:管理の種類[OO 26]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 21 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|-------------------|-----------|--------|------|
| OO 26 | ゲートウェイ | RE 1、RE 6~8、RE 13 | 不動産:管理の種類 | 一般 | コア |

貴組織の物理的な**不動産**資産は誰が管理していますか。

[OO 5]で報告されている、不動産資産のうちの**自社運用 AUM**となっている資産を参照してください。

- (A) 当組織が直接管理
- (B) 当組織が指名した、第三者プロパティ・マネジメント会社
- (C) 他の投資家または第三者プロパティ・マネジメント会社
- (D) 運営管理権限を有するテナント

| 説明 | |
|-----------|--|
| 指標の目的 | 不動産資産の管理の種類は、該当資産の管理に影響を及ぼす投資家の潜在的な可能性と責任を理解することに関係しています。署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。 本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 追加報告ガイダンス | 直接管理されている物理的な不動産資産とは、署名機関が運営管理権限を有していることを指します。 本指標では、「テナント」とは、住居、オフィス、工業地その他に入居する人物またはグループを指します。 1つまたは複数のテナントが運営ポリシーおよび環境ポリシーを採用および実施する最大の権限を保有している場合、該当テナントが運営管理権限を持っていると見なされます。この場合、該当資産の管理は「運営管理権限を有するテナント」と報告する必要があります。署名機関とテナントの両方が日常業務の運営手続きを採用および実施する権限を持っている場合、該当資産は「当組織が直接管理」と報告してください。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 21] |
| ゲートウェイ | [RE 1]、[RE 6]、[RE 7]、[RE 8]、[RE 13] |

| 評価 | |
|------|-------|
| 評価基準 | 評価対象外 |

インフラストラクチャー: 所有レベル [OO 27]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 21 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|-------|--------------------|--------|------|
| OO 27 | ゲートウェイ | 該当なし | インフラストラクチャー: 所有レベル | 一般 | コア |

貴組織のインフラストラクチャー資産の内訳の比率を所有レベル別に示してください。

内訳の比率(%)は物理的なインフラストラクチャー資産の数を基にしてください。[OO 5]で報告されている、インフラストラクチャーのうちの自社運用 AUM となっている資産を参照してください。

| | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> (A) 過半数の持分(50%超) | [ドロップダウン・リスト] (1) 0%超～10% (2) 10%超～50% (3) 50%超～75% (4) 75%超 |
| <input type="checkbox"/> (B) 重要な少数持分(10%～50%) | [同上] |
| <input type="checkbox"/> (C) 限定的な少数持分(10%未満) | [同上] |

説明

| | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 本指標は、ピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。署名機関および報告フレームワークのユーザーは、投資家の影響力のレベル別に責任投資アプローチをフィルターすることもできます。 |
| 追加報告ガイダンス | 本指標では、「過半数の持分」とは、50%を超える株式の所有を指しています。 本指標では、「重要な少数持分」とは、10%から 50%までの株式の所有を指しています。 |

| | |
|-------------|--|
| | 本指標では、「限定的な少数持分」とは、10%未満の株式の所有を指しています。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 21] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

インフラストラクチャー:戦略[OO 28]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 21 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|-------|----------------|--------|------|
| OO 28 | ゲートウェイ | 該当なし | インフラストラクチャー:戦略 | 一般 | コア |

貴組織のインフラストラクチャー資産に対する投資戦略について記載してください。

[OO 5]で報告されている、インフラストラクチャーのうちの自社運用 AUM となっている資産を参照してください。

- (A)コア型
- (B)バリュー・アド型
- (C)オポチュニスティック型
- (D)その他

具体的に記入: _____ [自由記述(必須):スモール]

説明

指標の目的

本指標は、ピア・グループの作成に必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。
本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。

追加報告ガイダンス

「コア型」、「バリュー・アド型」および「オポチュニスティック型」は、インフラストラクチャー投資家が使用することのある、投資リスクおよびリターンの分類です。これらの分類基準は GRESB と整合しています。

「コア型」とは、運用リスクが限定されている基本的な資産、および通常は既に収益を生み出している資産をターゲットにする戦略を指します。通常、このような資産は、透明度の高い規制および政治環境を備えた、先進国のセカンダリー・ステージの資産となります。中心的な資産の主な特徴として、低い誤差で予見できる、独占的な地位、確かな需要、および長期的に安定したキャッシュ・フローが挙げられます。

「バリュー・アド型」とは、改良が必要な資産をターゲットにした、中レベルから高レベルのリスクを伴った戦略を指します。この戦略の主な目的は、資産の資本価値を高めることです。資産はグリーンフィールドの場合も、ブラウンフィールドの場合もあり、潜在的には、投資時に価格決定力を持たない、新規または未確認のテクノロジーが含まれます。

| | |
|-------------|--|
| | 「オポチュニスティック型」とは、ハイ・リスク／ハイ・リターンという特性を有する戦略を指します。例えば、資産は発展途上で、金融面でかなりの好転が必要な新興マーケットに位置する場合があります。この戦略は、安定したキャッシュ・フローを生み出すことよりも、原資産は資本価値向上に重きを置いています。 |
| 他の基準の参照 | 2022 GRESB インフラストラクチャー・ファンド評価参照ガイド: 事業体および報告の特性 – 所有の特性: EC2 (GRESB 2022 Infrastructure Fund Reference Guide: Entity & Reporting Characteristics – Nature of ownership: EC2) |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 21] |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

インフラストラクチャー:資産の種類[OO 29]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 21 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|-------|-------------------|--------|------|
| OO 29 | ゲートウェイ | INF 1 | インフラストラクチャー:資産の種類 | 一般 | コア |

貴組織のインフラストラクチャーの資産タイプはどのようなものですか。

[OO 5]で報告されている、インフラストラクチャーのうちの **自社運用 AUM** となっている資産を参照してください。

- (A) グリーンフィールド
- (B) ブラウンフィールド

説明

| | |
|-------------|--|
| 指標の目的 | 署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。本指標は、ピア・グループの作成にも必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。 本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合があります。 |
| 他の基準の参照 | GRESB 2020 インフラストラクチャー・ファンド参照ガイド: 事業体および報告の特性 – 事業体の事業の性質: RC4 (GRESB 2022 Infrastructure Fund Reference Guide: Entity & Reporting Characteristics – Nature of entity's business: RC4) |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 21] |
| ゲートウェイ | [INF 1] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

インフラストラクチャー: 管理の種類 [OO 30]

| 指標 ID | 依存関係 | OO 21 | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|----------------------|--------------------|--------|------|
| OO 30 | ゲートウェイ | INF 1、INF 6-8、INF 11 | インフラストラクチャー: 管理の種類 | 一般 | コア |

貴組織のインフラストラクチャー資産は誰が管理していますか。

[OO 5]で報告されている、インフラストラクチャーのうちの自社運用 AUM となっている資産を参照してください。

- (A) 当組織が直接管理
- (B) 当組織が指名した第三者インフラストラクチャー事業者
- (C) その他の投資家、インフラストラクチャー事業者または第三者事業者
- (D) 公的機関、政府機関またはその第三者事業者

説明

| | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 署名機関の回答によって、報告フレームワークの後続の段階で表示される指標が決定します。本指標は、ピア・グループの作成にも必要であり、これ以降の署名機関の回答について文脈や背景を理解するためのものです。 本指標を通じて得られた集計データは、署名機関向けのガイダンスの作成、報告および/またはその他の情報を含む、PRI 広報での分析目的に使用される場合もあります。 |
| 追加報告ガイダンス | 本指標は、インフラストラクチャー資産に対する株式持分を有する署名機関にのみ適用されます。 (i) 「インフラストラクチャーの管理」とは、インフラストラクチャー資産の日常的な運営およびインフラストラクチャー資産に関する意思決定の執行を指します。これには、投資の意思決定 (例: 買収決定など) は含まれていません。 (ii) 「当組織が直接管理」とは、インフラストラクチャー資産を管理する自社チーム、および/または署名機関が所有権を有するインフラストラクチャー資産の運営を管理する企業のいずれかによる管理を指します。 (iii) 「当組織が指名した第三者インフラストラクチャー事業者」による管理とは、署名機関が指名した、署名機関の所有していない第三者インフラストラクチャー事業者が、署名機関が所有権を有するインフラストラクチャー資産の管理および運営のために自社スタッフを擁することを指します。 (iv) 「その他の投資家、インフラストラクチャー事業者または第三者事業者」による管理とは、署名機関がインフラストラクチャー資産に対して少数持分を有している場合に多く該当します。 (v) 「公的機関、政府機関またはその第三者事業者」による管理とは、公的な共同投資家または支援者 (例: 政府)、またはこれらに指名された第三者の組織がインフラストラクチャー資産を管理する場合を指します。 |

| | |
|---------------|--|
| | これらの説明は GRESB と整合しています。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | [OO 21] |
| ゲートウェイ | [INF 1]、[INF 6]、[INF 7]、[INF 8]、[INF 10] |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

提出者の情報

報告の開示[00 31、00 32]

| 指標 ID | 依存関係 | 報告のステータス | サブセクション | PRI 原則 | 指標種別 |
|-------|--------|----------|---------|--------|------|
| 00 31 | ゲートウェイ | 該当なし | 報告の開示 | 一般 | コア |

貴組織が任意報告期間中の場合、回答の一般公開を希望するかどうかを選択してください。

- (A) はい、公開用と表示されたコア指標およびプラス指標に対するすべての回答を公開する
- (B) いいえ、今年度はすべての回答を非公開にする

| 説明 | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 本指標は、PRI 署名機関として 1 年目(任意報告年度など)の署名機関に対して、PRI のウェブサイト上で回答を公開しないオプションを提供するものです。 |
| 追加報告ガイダンス | PRI 署名機関は毎年、責任投資活動についての報告を公開することが求められます。透明性報告を公開しないオプションは、準備年度に任意で報告を行う署名機関にのみ表示されます。 |
| ロジック | |
| 依存関係 | 該当なし |
| ゲートウェイ | 該当なし |
| 評価 | |
| 評価基準 | 評価対象外 |

| | | | | | |
|----------------|----------------|--------------------|------------------|--------------|------------|
| 指標 ID OO 32 | 依存関係 ゲートウェイ | OO 3、OO 31 該当なし | サブセクション 報告の開示 | PRI 原則 一般 | 指標種別 コア |
|----------------|----------------|--------------------|------------------|--------------|------------|

報告フレームワークを通じて報告した、貴組織の詳細な比率数値(%)については、どのような方法での開示を希望しますか。

この設問に関係する指標のリストは、「追加報告ガイダンス」を参照してください。

- (A) 絶対値として公開
- (B) 値域として公開

説明

| | |
|-----------|---|
| 指標の目的 | 報告ツールにおける回答から自動生成される署名機関の公開報告には、「コア」指標で報告されたすべてのデータが含まれます。本指標では、署名機関は、この報告において自社の比率数値(%)をどのように表示するかを選択することができます。 |
| 追加報告ガイダンス | (B)が選択された場合、以下の指標が値域として公開されます。[OO 5]、[OO 5.1]、[OO 5.2]、[OO 5.3 LE]、[OO 5.3 FI]、[OO 5.3 PE]、[OO 5.3 RE]、[OO 5.3 INF]、[OO 5.3 HF]、[OO 6]、[OO 17 LE]、[OO 17.1 LE]、[OO 17 FI]、[OO 17.1 FI]、[OO 18]、[OO 18.1]、[OO 19]、[OO 20] 使用される値域は以下のとおりです。0%、0%超～10%、10%超～50%、50%超～75%、75%超。 |

ロジック

| | |
|--------|----------------|
| 依存関係 | [OO 3]、[OO 31] |
| ゲートウェイ | 該当なし |

評価

| | |
|------|-------|
| 評価基準 | 評価対象外 |
|------|-------|